

〔目 次〕

蒲郡市地域防災計画・水防計画資料編

第5 参考

1	蒲郡市防災会議条例【危機管理課】	398
2	蒲郡市防災会議運営要綱【危機管理課】	400
3	蒲郡市災害対策本部条例【危機管理課】	402
4	蒲郡市災害対策本部要綱【危機管理課】	403
	(別表) 災害対策本部・地震災害警戒本部 組織分担業務表【危機管理課】	406
	＊ 災害対策本部・地震災害警戒本部組織図【危機管理課】	417
	＊ 非常配備一覧【危機管理課】	418
	＊ 災害対策本部の標旗・腕章・ヘルメット【危機管理課】	419
5	蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱【危機管理課】	420
6	蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱【危機管理課】	422
7	蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所の開設担当職員に関する要綱【危機管理課】	423
8	蒲郡市地震災害警戒本部条例【危機管理課】	424
9	蒲郡市地震災害警戒本部要綱【危機管理課】	425
10	自主防災組織【危機管理課】	428
11	蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領【契約検査課】	431
12	災害対策基本法（抜粋）【危機管理課】	433
13	災害救助法施行細則（愛知県）【危機管理課】	437
14	三河港台風・地震津波対策委員会規則【みなとみらい課】	440
15	蒲郡市医療救護活動対策本部設置要綱【健康推進課】	454
16	防災関係機関及び連絡窓口【危機管理課】	
	(1) 県及び市の機関	455
	(2) 警察	455
	(3) 自衛隊	455
	(4) 指定地方行政機関	455
	(5) 指定公共機関	456
	(6) 指定地方公共機関等	457
17	医療関係機関【健康推進課】	
	(1) 医科	460
	(2) 歯科	462
	(3) 薬局	463
18	地震災害年表【消防本部】	465
19	自衛隊が災害派遣活動するまでの行動概要【危機管理課】	468
20	蒲郡市防災体制一覧表【危機管理課】	469

5-1 蒲郡市防災会議条例

(危機管理課)

昭和38年3月18日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、蒲郡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蒲郡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市の議会の議員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市長の部内の職員のうちから市長が指名する者
- (7) 市の教育委員会の教育長
- (8) 市の消防長及び消防団長
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他市長が特に必要と認めて委嘱する者

6 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関等の職員のうちから市長が指名し、又は委嘱する。

3 前項の幹事のうち市長が委嘱する者の任期は、当該幹事の属する機関等の委員の任期とする。

4 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(会議)

第6条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-2 蒲郡市防災会議運営要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、蒲郡市防災会議条例（昭和 38 年蒲郡市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、蒲郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があったときは、蒲郡市副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式により会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第 4 条 条例第 3 条第 5 項に規定する委員のうち市長が委嘱する者に異動等があった場合、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第 5 条 防災会議の招集は、会議の日時、場所及び議題を示した文書をもって、招集すべき日の 7 日前までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りではない。

(会議の議長)

第 6 条 防災会議の議長は、会長がこれにあたる。

(会議録)

第 7 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 8 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (3) 蒲郡市地域防災計画の作成又は修正について、あらかじめ愛知県知事に協議すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第 9 条 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の作成
- (2) その他会長が命ぜられた事項

(庶務)

第 10 条 防災会議の庶務は、蒲郡市危機管理課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5－3 蒲郡市災害対策本部条例

(危機管理課)

昭和38年3月18日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、蒲郡市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 蒲郡市災害対策本部要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市災害対策本部条例（昭和38年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、蒲郡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条の規定に基づき本部長の職務を代理する副本部長の順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、上下水道部長、ボートレース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから本部長の指定する者）及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(本部員会議)

第3条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策に関する次の各号に規定する基本的事項について協議し、及びその実施を図る。

- (1) 災害対策本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 愛知県、他市町村及びその他防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
- (5) 避難のための立退きの指示に関すること。
- (6) 災害応急対策に要する経費に関すること。
- (7) 義援金品の募集及び配布に関すること。
- (8) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

4 本部員会議の開催は、本部長が招集し、その都度会場を指定する。

5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。

7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

8 会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
- (2) 災害応急対策及び自衛隊の災害派遣に関し、本部の各組織相互間並びに本部、愛知県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること。
- (4) 災害広報に関すること。
- (5) 本部員会議に関すること。
- (6) 蒲郡市防災会議に関すること。

3 事務局に局長、局次長及びその他必要な職員を置く。

- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 大規模な災害が発生した場合は、事務局に必要な班を置き、班員の構成は局長が決定する。
- 7 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。
(部等)

第5条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 部に班を置く。
- 3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。
- 4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。
- 5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するにあたっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携のもとに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。
- 7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所管する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。
- 8 班長は、所管する災害応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。それらを変更した場合もまた同様とする。
- 9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について、災害対策の総合的見地から必要な指示、調整を行い、本部長に報告するものとする。

(隊の設置)

第6条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次の隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

- (1) 総括・対策隊 隊長 副市長
- (2) 救援隊 隊長 教育長

2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第7条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱において定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備態勢)

第8条 本部の各組織は、非常配備態勢を整備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（災害対策本部・地震災害警戒本部 組織分担業務表）

1 総括・対策隊【隊長 副本部長（副市長）】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	調整班 危機管理課長	1 本部員会議及び防災会議の庶務に関する事。 2 本部事務局の運営に関する事。 3 気象情報の収集及び伝達に関する事。 4 防災行政無線の統括に関する事。 5 各隊及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 災害救助法の適用申請に関する事。 8 災害救助法に基づく救助事務の総括に関する事。 9 地震情報等の収集及び伝達に関する事。 10 大規模地震災害対策特別措置法に基づく地震災害警戒事務及び災害対策基本法に基づく災害応急事務の総括に関する事。 11 自主防災会に関する事。 12 その他他の隊に属さないこと。
企画部 企画部長	企画第一班 秘書広報課長	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者、見舞者の応接に関する事。 3 市議会部との連絡調整に関する事。 4 災害情報の広報（かわら版、チラシ等による）に関する事。 5 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関する事。 6 災害記録（写真、録画、録音等）に関する事。 7 警戒宣言、地震情報等及び予想される地震災害の事態について必要な広報（号外、チラシ等による）に関する事。 8 地震防災応急対策の記録（写真、録画、録音等）、整理に関する事。
	企画第二班 企画政策課長	1 国・県への要望書等の作成に関する事。 2 陳情・要望等の調整に関する事。 3 食糧・救援物資配布の総合調整に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内他班の業務の協力に関する事。
	企画第三班 人事課長	1 職員の動員及び配備の調整に関する事。 2 職員の給食に関する事。 3 職員の健康管理に関する事。 4 り災職員の調査に関する事。 5 職員等の休憩室、仮眠室に関する事。
	企画第四班 デジタル行政推進課長	1 本部事務局の運営補助に関する事。 2 重要な情報システムの代替手段の確保に関する事。 3 重要な情報資産のバックアップに関する事。 4 ネットワークシステムの被害状況の把握及び応急復旧に関する事。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
総務部 総務部長	総務第一班 行政課長	1 所管施設の応急復旧に関すること。 2 アマチュア無線団体との連絡調整に関すること。 3 所管施設の地震防災応急対策の実施及び総括に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第二班 財政課長	1 被害報告の整理及び記録に関すること。 2 災害関係予算に関すること。 3 緊急文書の印刷等に関すること。 4 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第三班 会計室長	1 災害対策本部の会計経理に関すること。 2 義援金等の保管に関すること。 3 警戒本部の会計経理に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第四班 契約検査課長	1 災害緊急物品の調達に関すること。 2 燃料の確保に関すること。 3 車両による住民への広報の実施に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第五班 監査事務局長	1 車両による住民への広報の実施に関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。
	総務第六班 資産マネジメント課長	1 公共建築物及び公有財産の被害状況の取りまとめ及び応急復旧、緊急措置に関すること。 2 応急対策実施状況の収集、整理及び記録に関すること。 3 公用車（借上車を含む。）の調達及び配車に関すること。 4 用地（市有地を除く。）の取得及び借受に関すること。 5 仮設電話の設置申込みに関すること。 6 庁舎の保安に関すること。 7 車両による住民への広報の実施に関すること。 8 部内他班の業務の協力に関すること。
	調査第一班 税務課長	1 り災世帯の戸別調査に関すること。 2 課税固定資産の被害状況調査に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 部内他班の業務の協力に関すること。
	調査第二班 収納課長	1 調査第一班の協力に関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	議会総務班 議会事務局長	1 市議会議員の連絡に関すること。 2 急施議会に関すること。 3 車両による住民への広報の実施に関すること。 4 議会関係の視察、見舞い等の応接に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
産業振興対策部 産業振興部長	産業対策第一班 観光まちづくり課長	1 旅館、ホテル等の被害状況の取りまとめに関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 観光客の避難及び動向に関する事。 4 観光関係団体の連絡調整に関する事。 5 旅館、ホテル等の地震防災応急対策実施の把握に関する事。 6 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する事。
	産業対策第二班 農林水産課長	1 農林水産関係の被害状況の取りまとめに関する事。 2 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 豊川用水施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 4 農林道、水路、ため池等の障害物の除去に関する事。 5 生鮮食品等の確保に関する事。 6 家畜等の飼料の確保に関する事。 7 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 8 へい獣の処理、指導に関する事。 9 応急対策用漁船の調達に関する事。 10 農林水産関係団体との連絡調整に関する事。 11 所管施設の地震災害対策の実施に関する事。 12 豊川用水施設の地震災害対策の実施に関する事。 13 農林道、水路、ため池等地震災害対策の実施に関する事。 14 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する事。
	産業対策第三班 産業政策課長	1 商店、工場等の被害状況（建築被害を除く。）の取りまとめに関する事。 2 救助用食糧の調達に関する事。 3 衣料、寝具その他生活必需品等の調達に関する事。 4 災害融資に関する事。 5 物価動向に関する事。 6 商工関係団体の連絡調整に関する事。 7 生活必需品・食料等の調達準備又は実施に関する事。 8 非常食の備蓄量の把握に関する事。 9 非常用毛布の備蓄量の把握に関する事。 10 県に対する緊急物資確保の要請に関する事。 11 部内の連絡調整に関する事。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
土木対策部 建設部長	土木対策第一班 土木管理課長	1 河川、水路その他所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 河川、水路等の障害物除去に関すること。 3 応急復旧資材の調達に関すること。 4 河川、水路及び急傾斜地等危険箇所の警戒及び危険防止措置に関すること。 5 土木建設関係業者等への協力要請に関すること。 6 被災建物の解体撤去に関すること。 7 流木等の処理に関すること。 8 河川、水路その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 9 河川、水路等における障害物等の除去の指示に関すること。 10 応急復旧資材の確保に関すること。 11 河川、水路及び崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 12 樋門の点検及び操作体制の確認に関すること。 13 所管道路、橋梁の危険箇所の警戒に関すること。 14 所管道路、橋梁その他所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 15 所管道路、橋梁の通行止、迂回通行制限等に関すること。 16 所管道路、橋梁の障害物の除去に関すること。 17 被災地域の官民境界の査定に関すること。 18 所管道路、橋梁その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 19 部内の連絡調整に関すること。 20 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第二班 みなとみらい課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 港湾関係団体の連絡調整に関すること。 3 港湾その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 4 港湾における障害物等の除去の指示に関すること。 5 港湾その他所管施設の危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 6 応急復旧資材の確保に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。
	土木対策第三班 道路建設課長	1 所管道路の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管道路の通行止、迂回通行制限等に関すること。 3 所管道路の障害物の除去に関すること。 4 所管道路の危険箇所の警戒に関すること。 5 所管道路関係機関の連絡調整に関すること。 6 所管道路その他所管施設工事の中断等の指示及び確認に関すること。 7 部内他班の業務の協力に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
	土木対策第四班 建築住宅課長	1 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被害公共建物の応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅及び応急収容避難施設の建設に関すること。 4 応急復旧資材の調達に関すること。 5 建築関係業者等への協力要請に関すること。 6 民間建物の危険度判定業務に関すること。 7 公共建築物の地震防災応急対策に関すること。 8 応急復旧資材の点検及び確保に関すること。 9 市営住宅・特別優良賃貸住宅に対する地震防災応急対策実施の統括に関すること。
都市対策部 都市開発部長	都市対策第一班 都市計画課長	1 危険広告物の撤去指導に関すること。 2 特に大型広告物の転倒防止等の措置に関すること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 造園関係業者等への協力要請に関すること。 5 所管施設における障害物及び危険の予想される構造物の除去に関すること。 6 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。 7 仮設便所の設置に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内他班の業務の協力に関すること。 10 特命事項に関すること。
	都市対策第二班 区画整理課長	1 所管施設、区域の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 自衛隊その他支援団体の受入れ及び調整に関すること。 3 所管施設における障害物等の除去に関すること。 4 所管工事の中断等の指示及び確認に関すること。 5 防災関係機関、支援団体等の受入れに関すること。 6 部内他班の業務の協力に関すること。 7 特命事項に関すること。
給排水対策部 上下水道部長	給水対策班 水道課長	1 水道施設の被害情報の収集、整理に関すること。 2 応急用飲料水の確保及び給水に関すること。 3 上下水道工事協同組合との連絡調整に関すること。 4 市民への給水情報等の広報に関すること。 5 上下水道工事協同組合並びに指定給水装置事業者への協力要請に関すること。 6 応急用資機材の確保に関すること。 7 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
	排水対策第一班 下水道課長	1 下水道施設の被害情報の収集、整理に関する事 2 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する こと。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 越水、溢水の排除に関する事。 5 給水対策部の業務の協力に関する事。 6 下水道工事の中断等の指示及び確認に関する事。 7 下水道管渠等の緊急保安措置に関する事。 8 地震防災応急対策資機材の点検確保等に関する事。 9 部内他班の業務の協力に関する事。
	排水対策第二班 下水道浄化セン ター所長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 所管施設の緊急保安措置に関する事。 3 地震災害応急対策資機材の点検確保に関する事。 4 部内他班の業務の協力に関する事。
消防本部 消防長	消防総務班 総務課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 災害情報の収集、調査に関する事。 3 消防、防災用資機材の確保に関する事。 4 消防団に関する事。 5 他の消防関係機関の応援要請に関する事。 6 所管施設の地震防災応急対策実施の統括に関する事。 7 地震情報等の収集に関する事。 8 警戒本部との連絡調整に関する事。 9 合同調整所(救出、救助)に関する事。 10 応急対策部における地震防災応急対策の記録整理に 関すること。 11 部内の連絡調整に関する事。
	消防予防班 予防課長	1 危険物施設等の巡視、警戒に関する事。 2 危険物施設の被害状況の取りまとめ及び事故対策に 関すること。 3 危険物災害に伴う避難勧告の実施に関する事。 4 火災発生に伴う現場調査に関する事。 5 危険物施設の地震防災応急対策の実施確認及び指導 に関する事。 6 出火防止等災害予防の広報に関する事。 7 部内他班の業務の協力に関する事。
	消防情報班 消防署長	1 気象情報、災害情報等の収集、伝達に関する事。 2 防災行政無線による情報等の伝達に関する事。 3 防災通信に関する事。 4 災害応急班の活動状況等の本部への連絡に関する事。 5 医療機関との連絡調整に関する事。 6 地震情報等の収集、伝達に関する事。 7 災害応急班の地震防災応急活動状況等の警戒本部へ の連絡に関する事。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	災害応急班 消防署長	1 災害防ぎょ活動に関すること。 2 救急救助に関すること。 3 救急救助用資機材の確保に関すること。 4 被害拡大防止に関すること。 5 被災区域の巡視、警戒に関すること。 6 避難誘導に関すること。 7 火災警戒及び防ぎょ活動に関すること。 8 消防資機材の整備に関すること。 9 水利の確保に関すること。 10 避難指示及び誘導に関すること。 11 危険区域の巡視警戒に関すること。

2 救援隊【隊長 副本部長（教育長）】

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
市民生活部 市民生活部長	生活第一班 市民課長	1 避難施設収容世帯の調査に関すること。 2 被災住民の動向調査に関すること。 3 市民センター利用者の安全確保に関すること。 4 緊急炊き出しに関すること。 5 災害に伴う市民相談に関すること。 6 避難施設収容世帯の地区別人員の掌握に関すること。 7 緊急炊き出し資材の運搬、管理の掌握に関すること。 8 災害に関する市民相談の体制調整に関すること。 9 罹災証明以外の証明発行に関すること。
	生活第二班 協働まちづくり 課長	1 災害ボランティアセンターに関すること。 2 部内他班の業務の協力に関すること。
	生活第三班 交通防犯課長	1 交通情報の収集に関すること。 2 交通機関との連絡調整に関すること。 3 防犯関係機関との連絡調整に関すること。 4 地震警戒時における警察署との連絡調整に関すること。
	生活第四班 環境清掃課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 し尿の処理に関すること。 3 遺体の搬送、埋火葬に関すること。 4 遺体安置所の開設、管理に関すること。 5 被災地の環境衛生、環境対策に関すること。 6 防疫に関すること。 7 し尿収集運搬業者への災害時の出動要請に関すること。 8 霊柩車、斎場要員の確保に関すること。 9 遺体安置所の確保に関すること。 10 災害時の公害防止に関すること。 11 瓦礫、廃材等の仮置場処分地の確保に関すること。 12 防疫用薬剤及び資機材の点検及び確保に関すること。 13 被災地の廃棄物の収集処理に関すること。 14 災害によるごみ廃材等の処理計画に関すること。 15 犬、猫等の死体処理に関すること。 16 他の公共団体の応援要請（ごみ処理）に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
		17 ごみ処理関係業者との連絡調整に関すること。 18 ごみ収集運搬車両の配備に関すること。 19 ごみ収集場所（仮置場）の確保に関すること。 20 他の公共団体へ事前応援要請（ごみ処理）に関すること。 21 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の統括に関すること。 22 部内他班の業務の協力に関すること。
市民救助部 福祉部長	救助第一班 福祉課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 （被災）障害者等の緊急保護・救護に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 災害弔慰金、見舞金に関すること。 5 義援金、救援物資等の受入れ、配分に関すること。 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 8 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。
	救助第二班 長寿課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設入所者及び利用者の安全確保に関すること。 3 高齢弱者の緊急保護に関すること。 4 仮設住宅入居者の選考に関すること。 5 介護及び支援認定者の保護に関すること。 6 高齢弱者・独居老人の救護に関すること。 7 介護及び支援認定者の救護に関すること。 8 地域包括支援センター、居宅介護事業所との連絡調整に関すること。 9 養護老人ホーム、老人福祉センターとの連絡調整に関すること。 10 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 11 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。 12 人工呼吸器・在宅酸素療養者の電源確保に関すること。
	救助第三班 保険年金課長	1 避難施設、被災世帯への食糧及び救援物資等の輸送に関すること。 2 救出者の搬送の準備、補助に関すること。 3 被災住民等の医療費助成に関すること。 4 避難施設、被災世帯への食糧及び生活必需品の輸送準備に関すること。 5 部内他班の業務の協力に関すること。
	救助第四班 看護専門学校 学校長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 4 医療救援班の業務の協力に関すること。

部局(部局長)	班(班長)	分 担 業 務
健康支援部 こども健康部 長	支援第一班 子育て支援課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 園児の保護に関すること。 3 被災園児の動向調査に関すること。 4 児童福祉施設の入所者及び利用者の救護に関する こと。 5 避難所(保育園)の開設及び運営に関すること。 6 避難者の受入措置(保育園)及び避難状況の把握に 関すること。 7 避難収容施設運営の補助に関すること。 8 私立幼稚園、私立保育園、無認可保育所との連絡調整 に関すること。 9 警戒宣言時における保育士及び園児の管理に関する こと。 10 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に 関すること。 11 部内他班の業務の協力に関すること。
	支援第二班 健康推進課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 医療施設(市民病院を除く。)の被害状況の取りまとめ に関すること。 3 施設利用者の安全確保に関すること。 4 医薬品及び衛生資材の確保に関すること。 5 輸血用血液の確保、準備に関すること。 6 防疫に関すること。 7 救護所の開設、準備に関すること。 8 被災住民の保健指導に関すること。 9 医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 10 人工透析治療施設への透析用水の輸送及び治療継続 のための連絡調整に関すること。 11 市民病院事務局との連絡調整に関すること。
	支援第三班 ウェルビーイング 推進課長	1 支援第二班の業務の協力に関すること。
市民収容部 教育委員会 教育部長 (不在の時は 教育委員会 のうちから本 部長の指名 する者)	収容第一班 教育政策課長	1 所管施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に 関すること。 2 避難所(高等学校)の運営調整に関すること。 3 避難者の受入措置(高等学校)及び避難状況の把握 に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に 関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
	収容第二班 学校教育課長	1 学校施設の被害状況の調査に関すること。 2 児童生徒の緊急保護に関すること。 3 教職員の動員及び調整に関すること。 4 避難所（学校）の運営調整に関すること。 5 被災児童生徒の動向調査に関すること。 6 応急教育及び学用品の給与に関すること。 7 警戒宣言時における教員及び児童・生徒の管理に関すること。 8 避難者の受入措置（学校）及び避難状況の把握に関すること。 9 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関すること。
	収容第三班 学校給食課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 炊き出しに関すること。 3 救助用食糧の確保に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。
	収容第四班 生涯学習課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 避難所（学校を除く。）の運営調整に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第五班 スポーツ推進課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 避難所（学校を除く。）の運営調整に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関すること。 5 避難者の受入措置（学校を除く。）及び避難状況の把握に関すること。
	収容第六班 博物館長	1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設及び収蔵品の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 市内文化財の被害状況の調査に関すること。 4 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 5 文化財の保護・復旧に関すること。

部局（部局長）	班（班長）	分 担 業 務
医療救援部 市民病院事務 局長	医療救援班 管理課長 医事課長 新棟建設推進室	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関するこ と。 2 入院患者、施設利用者等の安全確保に関するこ と。 3 医療救護及び助産活動に関するこ と。 4 医薬品及び衛生材料の確保に関するこ と。 5 救護用医療資機材の調達に関するこ と。 6 収容患者の状況調査に関するこ と。 7 他の医療関係機関への応援要請に関するこ と。 8 救助第四班との連絡調整に関するこ と。 9 他の医療機関との調整に関するこ と。 10 その他医療上必要な措置に関するこ と。 11 所管施設の地震防災応急対策の実施及び統括に関する こ と。
救援隊応援部 ボートレース 事業部長	救援応援第一班 経営企画課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関するこ と。 2 施設の安全確保に関するこ と。 3 市民救助部の業務の応援に関するこ と。 4 所管施設の地震防災応急対策実施状況の統括に関する こ と。 5 部内の連絡調整に関するこ と。
	救援応援第二班 事業課長	1 市民収容部の業務の応援に関するこ と。 2 施設利用者の安全確保に関するこ と。 3 ヘリポートの確保に関するこ と。 4 所管施設地震防災応急対策実施状況の実施に関するこ と。 5 部内他班の業務の協力に関するこ と。

災害対策本部・地震災害警戒本部組織図

非常配備一覧（地震災害）

（危機管理課） R6.4.1

部	班	本部員	非常配備			本部事務		避難所	計	災害緊急初動隊員	部	班	本部員	非常配備			本部事務		避難所	計	災害緊急初動隊員	
			第1	第2	第3	1次	2次							第1	第2	第3	1次	2次				
市長・副市長		2									消防長		1									
調整班(危機管理課)		6								6	応急対策部	消防総務班	1								1	
企画部	企画第一班 (秘書広報課)	2	1	1	1			1	6	1		消防予防班	1									1
	企画第二班 (企画政策課)	1	2	3		1			1	8		消防情報班										0
	企画第三班 (人事課)		1	2	2	1			2	8		1	災害応急班									0
	企画第四班 (デジタル行政推進班)	7								7		教育長		1								
総務部	総務第一班 (行政課)		2	2	1	1		1	7	1	市民生活部	生活第一班 (市民課)		1	2	17		1	4	25		
	総務第二班 (財政課)	1	1		3	1		1	7	1		生活第二班 (協働まちづくり課)	1	1	2	1			1	6		
	総務第三班 (会計室)		1	1	3				5			生活第三班 (交通防犯課)		1	1	2			1	5	1	
	総務第四班 (契約検査課)		1	2	1		1		5			生活第四班 (環境清掃課)		2	7	9		1	1	20		
	総務第五班 (監査事務局)		1	1	1				3		市民救助部	救助第一班 (福祉課)	1	1	7	5			3	17	2	
	総務第六班 (資産マネジメント課)		1	2	3			1	7			救助第二班 (長寿課)		3	5	3				11		
	調査第一班 (税務課)		1	4	15		1	2	23	1		救助第三班 (保険年金課)		1	5	11			1	18	1	
	調査第二班 (収納課)		1	2	4			2	9	2		救助第四班 (看護専門学校)		1	3	13				17		
会市部議	議会総務班 (議会事務局)	1	2	1	1			1	6		健康支援部	支援第一班 (子育て支援課)	1	4	4	154	1		29	193		
産業振興部	産業対策第一班 (観光まちづくり課)		1	2	3			3	9			支援第二班 (健康推進課)		2	5	23			2	32		
	産業対策第二班 (農林水産課)		4	7	2	1			14	3		支援第三班 (ウェルビーイング推進課)		1	1					2		
土木対策部	産業対策第三班 (産業政策課)	1	1	3	4			2	11		市民収容部	収容第一班 (教育政策課)	1	1	3	7			1	13	1	
	土木対策第一班 (土木管理課)	1	3	11		1		1	17			収容第二班 (学校教育課)		1	2	4		1		8		
	土木対策第二班 (みなとみらい課)		1	4					5			収容第三班 (学校給食課)		1	1	1				3		
	土木対策第三班 (道路建設課)		1	7	2	1		1	12			収容第四班 (生涯学習課)		2	3	3		1	2	11		
	土木対策第四班 (建築住宅課)		2	2	6		1	1	12	1		収容第五班 (スポーツ推進課)		1	1	3				5		
都市対策部	都市対策第一班 (都市計画課)	1	1	1	8		1		12			収容第六班 (博物館)		1	1	2			4	8		
	都市対策第二班 (区画整理課)		1	3	7		1		12	3	医療救援部	医療救援班 (市民病院：管理課)	1	2	9			2		14		
給排水対策部	給水対策班 (水道課)	1	1	3	14	1			20	3		医療救援班 (市民病院：他)									0	
	排水対策第一班 (下水道課)		4	9	3	1			17		応援部隊	救援応援第一班 (経営企画課)	1	3	2	4		1	1	12		
	排水対策第二班 (下水道浄化センター)		1	2					3			救援応援第二班 (事業課)		3	1	8			2	14		
合 計											34	69	140	354	10	12	72	585	22			
非常配備定数	第1非常配備		69					10												79		
	第2非常配備		69	140				10	12											231		
	第3非常配備		69	140	354			10	12											585		
総職員数											34	69	140	354	10	12	72	691				

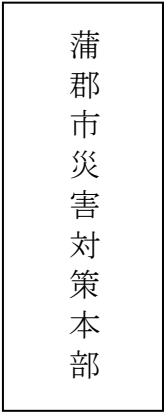
※ 災害緊急初動隊員については、第1～第3非常配備、本部事務局員と重複。

※ 応急対策部(消防本部)及び医療救援班(市民病院：他)の第1～第3非常配備については非常配備定数に含めない。

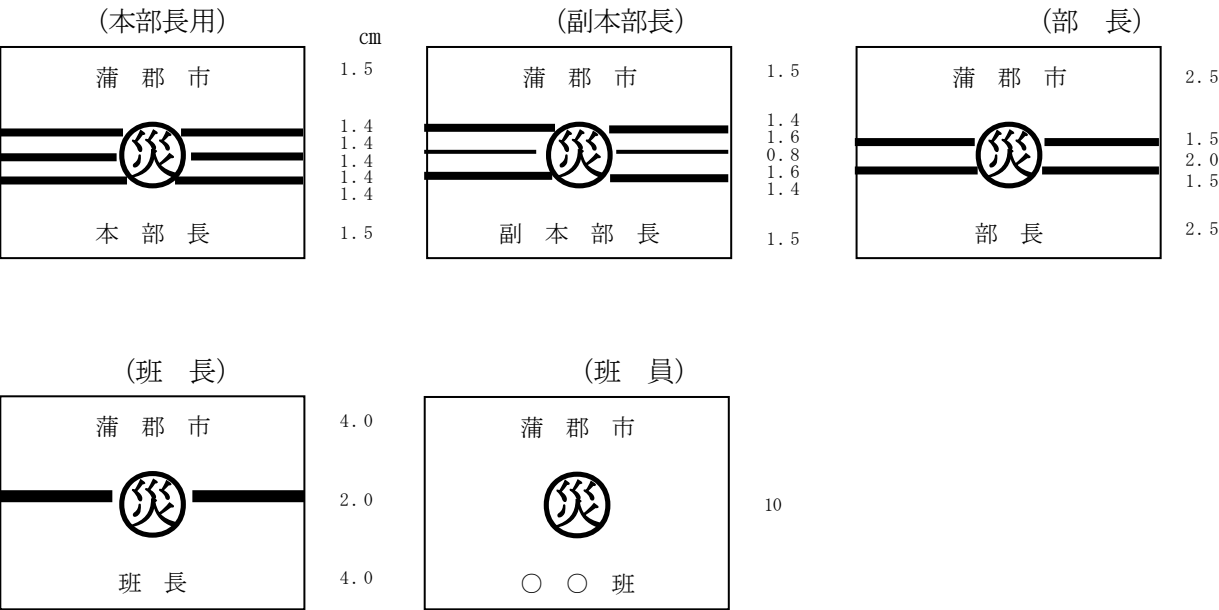
(総職員数には含める。)

災害対策本部の標旗・腕章・ヘルメット

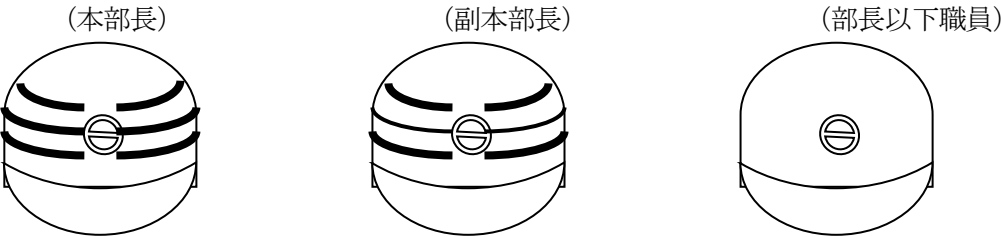
標旗



腕章



ヘルメット



役職線は赤色とする。

5-5 蒲郡市災害緊急初動隊編成要綱

(危機管理課)

1 目的

休日、夜間等に市域内で地震、爆発等予測不能な大規模災害が発生した場合において、災害対策本部が設置されるまでの活動の空白をなくすため、災害緊急初動隊（以下「初動隊」という。）を編成し、当該災害に係る被害情報等の収集、伝達その他緊急活動を実施することにより、その後の円滑な災害応急対策活動に資することを目的とする。

2 構成

初動隊は、市役所から概ね2キロメートル以内（発災時に早足又は自転車で10分以内に登庁が可能と思われる距離）に在住する男子職員50名以内で組織し、統括指揮者及び副統括指揮者並びに総務、情報収集、出動、広報の4班編成とする。

3 活動内容

初動隊の活動内容は、災害対策本部が設置されるまでの空白時間を補うための情報の収集及び伝達に重点を置き、状況によって緊急応急対策を行うものとする。

各班の分担業務は、次のとおりとし、各班は、統括指揮者の指示のもと、事前にそれぞれの活動マニュアルを作成し、随時活動訓練を計画、実施するものとする。

(1) 総務班

- ① 庁舎、電気・電話設備、給排水設備、防災関係機器類等の被害状況調査、機能点検及び緊急復旧に関すること。
- ② 庁舎内の危険物等の安全確認に関すること。
- ③ 災害対策本部長等への連絡その他職員の動員に関すること。
- ④ 無線通信の統括、実施に関すること。
- ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。
- ⑥ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑦ その他他の班に属さない緊急を要する事項に関すること。

(2) 情報収集班

- ① 気象情報、災害情報等の収集、整理に関すること。
- ② 被害状況の収集、整理に関すること。

(3) 出動班

- ① 出動による被害状況の収集に関すること。
- ② 緊急道路等の通行確保に関すること。
- ③ 危険地区等の警戒活動に関すること。
- ④ 消防組織による救助活動の補助に関すること。
- ⑤ ライフライン関係機関、建設業関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑥ その他緊急復旧活動に関すること。

(4) 広報班

- ① 市民への災害関連情報の伝達に関すること。
- ② 報道関係機関への災害関連情報の伝達に関すること。
- ③ 避難勧告等の伝達に関すること。

4 登庁基準

初動隊の隊員は、閉庁時間帯に次のいずれかの報に接し、又は事態を確認したときに、本人にやむを得ない事情のない限り自主的に登庁し、それぞれの任務に着くものとする。

- (1) 市域における震度4以上の地震
- (2) 隣接市町又は東三河市町における震度5弱以上の地震
- (3) 市域における広範囲にわたる大規模爆発
- (4) その他市域における大規模災害等の非常事態

5 その他

- (1) 初動隊の隊員は、市長が任命し、任期は、解任されるまでの間とする。

- (2) 初動隊は、災害対策本部が設置された場合は自動的に本部に吸収される。
- (3) 初動隊の活動訓練に必要な費用（時間外手当を含む。）は、毎年予算化するものとする。
- (4) 初動隊の勤務時間内の活動訓練実施及び会合は、職務専念義務の免除をするものとする。
- (5) 初動隊の活動訓練中の事故は、公務災害（通勤災害を含む。）とするものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5－6 蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等（一部施設を除く。以下「避難所等」という。）において、災害対策本部の統括のもと、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「避難所等開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準等)

第2条 避難所等開設担当職員は、次に掲げる事項に該当する者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の避難所等の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

(1) 災害対策本部員、本部事務局員及び管理職以外の者

(2) 避難所等から概ね2キロメートル以内に在住する者

2 前項の規定にかかわらず、避難所等に指定されている保育園にあっては、当該保育園の園長及び副園長を選任する。

3 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前2項の規定にかかわらず選任しない。

(1) 休職中の者

(2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者

(3) 危機管理監が避難所等開設担当職員として適当でないと認める者

4 選任された避難所等開設担当職員は、その任期中、第1項若しくは第2項に掲げる事項に該当しなくなったとき又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

(任期)

第3条 避難所等開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各避難所等の避難所等開設担当職員の定数は、2人とする。

(業務の内容)

第5条 避難所等開設担当職員は、避難所等への配備が決定された場合、迅速に避難所等に参集し、施設管理者等と協力して避難所等の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

2 避難所等開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に任命されている避難所等開設担当職員については、この要綱の定めるところにより任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5-7 蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所の開設担当職員に関する要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地域防災計画に定める地域避難場所において、台風等風水害の際、災害対策本部の統括のもと、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員（以下「地域避難場所開設担当職員」という。）の選任方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(選任の基準等)

第2条 地域避難場所開設担当職員は、災害対策本部員、本部事務局員及び第1非常配備職員以外の者のうちから危機管理監が選任し、市長が任命する。ただし、長期間の地域避難場所の運営が必要になった場合において、交代要員として選任する者については、この限りでない。

2 次の各号のいずれかの事項に該当する職員は、前項の規定にかかわらず選任しない。

- (1) 休職中の者
- (2) 妊婦又は産前産後休業若しくは育児休業中の者
- (3) 危機管理監が地域避難場所開設担当職員として適当でないと認める者

3 蒲郡市地域防災計画に定める避難所等の開設担当職員に関する要綱により、蒲郡市地域防災計画に定める避難所等において、開設及び運営業務を行うため、あらかじめ指名する職員が地域避難場所開設担当職員に重複して指名されることを妨げない。

4 選任された地域避難場所開設担当職員は、その任期中、第2項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに危機管理監に報告するものとする。

5 危機管理監は、前項の規定による報告があったときは、速やかに後任の職員を選任するものとする。

(任期)

第3条 地域避難場所開設担当職員の任期は、選任された年度の4月1日から2年間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前条第5項の規定により選任された後任の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 各地域避難場所の地域避難場所開設担当職員の定数は、8人とする。

(業務の内容)

第5条 地域避難場所開設担当職員は、地域避難場所への配備が決定された場合、迅速に地域避難場所に参加し、施設管理者等と協力して地域避難場所の開設及び災害対策本部との連絡調整等運営に関する業務に従事するものとする。

2 地域避難場所開設担当職員は、平常時から防災に関する知識を習得するとともに、地域の防災訓練に参加する等、地域住民との連携の強化に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5－8 蒲郡市地震災害警戒本部条例

(危機管理課)

平成14年6月24日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、蒲郡市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(5) その他市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5-9 蒲郡市地震災害警戒本部要綱

(危機管理課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市地震災害警戒本部条例（平成14年蒲郡市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、蒲郡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長等)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、その順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

2 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、条例第2条第5項の規定に基づき市長が委嘱した者、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、ポートレース事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから副本部長の指定する者）その他市長が必要と認める者をもって充てる。

3 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(警戒本部)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

2 副本部長は、当該警戒宣言に係る地震災害に関し、蒲郡市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の規定により警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

(本部員会議)

第4条 警戒本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、地震防災応急対策等に関する基本的事項について協議し、その実施を図る。

- (1) 警戒本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 愛知県、他市町村その他防災関係機関との地震防災応急対策に関する基本方針に関すること。
- (4) 自衛隊の派遣要請の基本的な事項に関すること。
- (5) 避難のための措置に関すること。
- (6) 物資の調達並びに義援金品の募集及び配布の基本的な事項に関すること。
- (7) その他地震防災応急対策に関すること。

3 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は副本部長が総理する。

4 本部員会議の開催は、副本部長が招集し、その都度会場を指定する。

5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。

7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、副本部長にその旨を申し出るものとする。

8 会議の決定事項のうち、副本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第5条 警戒本部に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地震災害警戒に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
- (2) 地震防災対策等及び自衛隊の災害派遣に関し、警戒本部の各組織間及び警戒本部、愛知県、他市町村、自衛隊その他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 地震予知情報等の収集、分析及び伝達に関すること。
- (4) 地震予知情報及び警戒宣言の広報に関すること。
- (5) 本部員会議に関すること。

- 3 事務局に局長、局次長その他必要な職員を置く。
- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。
(部等)

第6条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 部に班を置く。
- 3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。
- 4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。
- 5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携の下に、地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。
- 7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所掌する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。
- 8 班長は、所管する地震防災応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。これらを変更した場合も、同様とする。
- 9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について災害対策総合的見地から必要な指示及び調整を行い、本部長に報告するものとする。

(隊の設置)

第7条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次に掲げる隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

- (1) 総括・対策隊 隊長 副市長
- (2) 救援隊 隊長 教育長

- 2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第8条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱に定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備体制)

第9条 警戒本部の各組織は、非常配備体制を整備し、地震防災警戒の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 - 1 0 自主防災組織 隊別表

(危機管理課 令和6年4月1日現在)

地区	防災会	隊数	隊 名	地区	防災会	隊数	隊 名	地区	防災会	隊数	隊 名			
大塚地区	相楽町	1	相楽町	蒲郡町部	宮成区	3	大成1、2 大宮	形原地区	形原3区	5	片町1、2 港町1、2、3			
	東大塚	8	中島大門 向山 西島・川屋敷 大塚団地 丸山住宅 南向山 産子山 上島笹子		蒲郡東	7	馬場 掘込 西新井形 東廓第1、2 東町第1、2		形原4区	3	石橋 戸甫井 上松			
			蒲形				7		蒲形第() 1、2、3、4 蒲形旭 蒲形緑一、二	形原5区	5	中畑1 湿見 御嶽・中畑2 北森 南森		
					新井形町	1			新井形			形原6区	6	中屋敷 下市 江川 鹿末 春日浦1、2
					豊岡町1区	2			下形 白山					形原7区
			豊岡町2区		3	中村・下久貝 上組 迫	形原8区		5	金上 金中 金下 1、2 一色				
			五井町		1	五井				形原北浜区	4			
			平田町		1	平田						西浦地区	稲生	2
			水竹町		5	上り島 下り島1、2 東脇島1、2	馬場		4	馬場() 1、2、3、4				
	清田町	4				橋詰 中岡 下清田 新屋	知柄		4	知柄() 1、2、3、4				
坂本町			1	坂本	橋田	3	橋田第1、2、3							
神ノ郷町			4	向山 神東 門前 山本	龍田	4	龍田() 1、2、3、4							
	塩津地区	柏原町		1	柏原	合計 184 隊								
		川東区		4	第一常王子 第二常新井 第三常江畑 第四常犬飼									
					竹谷町				2	松田 奥林				
竹谷町区			2							竹谷町第1、2				
西迫町			1		西迫									
拾石町		3	拾石1、2、3											
鹿島町		3	南部 東部 北部											
			形原地区	形原1区	4				音羽() 1、3、4、5					
				形原2区	3				第() 1、2、3					

自主防災組織の活動

	目 的	平常時の活動	平常時の訓練項目	非常時の活動
情報班	・デマなどに惑わされないように、災害に関する正しい情報を収集し、住民に対する確かな情報伝達を行う。	1 災害についての正しい知識と防災意識の啓発、情報伝達の方法を考える。 2 災害時における被害状況の把握方法と防災関係機関への伝達方法を確立する。 3 災害時における情報伝達方法の研究。	・災害図上訓練（D I G） （要配慮者の確認） （危険箇所の確認） ・防災講話・ビデオ	1 住民に対する各種広報の実施 2 出火時の情報伝達及び消火活動への協力呼びかけ。 3 被害状況の把握と伝達 4 防災関係機関からの情報の周知 5 給食給水、救援物資の配布情報の周知
消火班	・地域からの出火防止を行うとともに、出火した場合の初期消火を行う。	1 街頭消火器等消火用具の設置場所を確認し、保守点検をする。 2 災害時における出動マニュアルの作成 3 消火訓練の立案及び実施 4 火災予防に関する広報の実施	・可搬式動力ポンプ ・消火器 ・水バケツリレー	1 消火用具等の資機材準備をし待機 2 出火を確認したら消火作業を実施し消火方法の指示をする。 3 情報班と協力して防火の呼びかけをする。
救出救護班	・負傷者や要配慮者の救出・救護や救護所までの搬送を行う。	1 応急処置及び救護方法の習得及び反復訓練 2 応急手当の講習会を実施する。 3 要配慮者に対する調査や災害時の救出方法等を検討する。 （プライバシー侵害に注意） 4 医療機関までの順路を検討する。 5 資機材の整備点検	・応急処置 （応急手当） （応急担架）	1 負傷者の救出・救護・応急処置及び医療機関への搬送 2 負傷者等の数や発生状況を把握 3 要配慮者の居る家庭の安全等を確認 4 救出救護活動への協力依頼を呼びかける。
避難誘導班	・地域内に危険が迫ったとき、住民の避難誘導を行う。	1 安全な避難誘導方法を研究する。 2 指定避難所の周知・確認及び避難順路を検討する。 3 避難誘導方法を検討する。 4 集結場所の安全点検等を行う。 5 危険場所の安全点検等を行う。	・避難訓練 ・煙道訓練 ・災害図上訓練（D I G）	1 避難順路の安全確保を確認し、避難誘導態勢を整える。 2 集結場所までの安全誘導を行う。（特に要配慮者） 3 避難途上の安全確保（危険排除等）
給食給水班	・飲料水や食料などの配分や炊き出しなどを行う。	1 給食・給水の方法、救援物資等の配布要領等を研究する。 2 非常食の炊き出し方法を周知 3 浄水装置等による飲料水の作成方法を周知 4 備蓄食料品等の管理を行う。	・炊き出し ・緊急用浄水装置（ろ水機）	1 り災者の人数や状況等の把握 2 要配慮者等の世話をする。 3 非常炊き出し、飲料水作成を実施 4 備蓄食料品や救援物資等の配布を行う。
衛生班	・衛生活動を行い、ゴミ及びし尿等の処理を行う。	1 必要資機材の確保と備蓄 2 ゴミ等の処分地及び処理方法を検討する。 3 仮設便所の作成方法を覚える。	・仮設トイレ	1 生物や生水の衛生管理を行う。 2 避難所の衛生を保持するため、消毒等を実施する。 3 ゴミ及びし尿等の処理を行う。 4 仮設便所を作成する。

地区防災計画策定状況

地区名	計画名		計画の単位	策定年度
拾石町	拾石町防災計画	地震・津波避難編	町	令和元年度
	拾石町防災計画	避難所運営編		

5-11 蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領

(契約検査課)

(目 的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当し、緊急に施行しなければならない工事又はこれに準ずる工事等（以下「緊急工事等」という。）であって、競争入札に付する時間的余裕がない場合の契約事務等取扱いについて必要な事項を定める。

(緊急工事等の範囲)

第2条 前条に該当する工事等の範囲は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- (3) その他特に緊急を要すると認められる工事等

(施 行)

第3条 施設の管理を担当する課長等（以下「施設管理担当課長」という。）は、緊急工事等を施行しようとするときは、あらかじめ現地を調査した上で、緊急工事等施行伺書（第1号様式）に施行理由、概算工事費及び指名人内申等の必要事項を付して、主管部長の決定を受けるものとする。ただし、重大な災害に係るもの等については市長の決定を受けるものとする。

2 前項による場合で、やむを得ない理由により、現場等で緊急に発注する場合については、事後承認を受けるものとする。

3 蒲郡市小規模工事施行要綱（昭和48年4月1日施行）に規定する工事に該当するものについては、同要綱により施行するものとする。

4 施行業者の指名及び決定にあたっては、対応能力を客観的に判断するよう努めるものとする。

(協 議)

第4条 施設管理担当課長は、緊急工事等施行伺書により施行の決定を受けた場合には、速やかに受注者と緊急工事等の施行について（協議）（第2号様式）により協議し、業者から緊急工事等協議承諾書（第3号様式）により承諾を受けるものとする。

(実施設計)

第5条 工事の施行を担当する課長等は、前条による受注者との協議完了後、速やかに設計書を作成するものとする。

(予算執行伺)

第6条 施設管理担当課長は、前条の設計書に基づき予算執行伺書を作成し、緊急工事等施行伺書及び協議書を添付して決定を受けるものとする。

(契約の締結)

第7条 施設管理担当課長は、前条の予算執行伺書に基づき、速やかに契約を締結（契約日は協議の日とする。）するものとする。

(準 用)

第8条 この要領に定めのないものについては、別に定める蒲郡市工事施行に関する事務取扱要領等に準ずる。

附 則

この要領は昭和59年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

5－12 災害対策基本法（抜粋）

（危機管理課）

昭和36年11月15日法律第223号
最終改正 令和5年6月16日法律第58号

（目 的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議

を設置しないことができる。

- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、

資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村の応急措置）

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

5-13 災害救助法施行細則

(危機管理課)

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 令和2年12月28日規則第80号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

附 則

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 15 条関係）

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 1 号）別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 の 3 の額を加算した額以内

別表第 2（第 19 条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前 1 年間ににおけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前 1 年間ににおける所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号）第 5 条に規定する給付基礎額の例による額

5－14 三河港台風・地震津波対策委員会規則

(みなとみらい課)

(平成22年5月19日制定)

(平成24年5月16日改正)

(設 置)

第1条 海上保安協会東海地方本部三河支部（以下「支部」という。）規約第21条の規定に基づき、三河港における台風災害及び地震津波災害を防止するための対策を検討するとともに、対策を推進するため、支部に「三河港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、台風災害及び地震津波災害を防止するため、次に掲げる事項を審議し、三河港長に建議するとともに、その実施を推進することを目的とする。

- (1) 情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 船舶の避難に関すること。
- (3) 三河港長から諮問を受けた事項に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(組織構成)

第3条 委員会の組織構成は、「別表1」のとおりとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により支部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させる。

(幹事会の設置)

第5条 台風の接近又は地震津波の来襲が予想される場合に別途三河港長が定める基準に基づく具体的な対応について港長に対し建議するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織構成は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。
- 4 副幹事長は、幹事長に支障あるとき、その職務を代行する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は幹事長が招集する。

なお、台風接近に伴う幹事会の招集日は、原則として台風の強風域が三河港付近に到達する日の前日とする。

- 2 幹事会において検討され決定した事項は、委員会の決定とみなす。
- 3 幹事会の事務局は、委員会事務局が兼任する。

(情報伝達)

第7条 港長から情報伝達があった場合、各委員は迅速かつ確実に傘下関係団体及び船舶（以下、「関係団体等」という。）に伝達する。

- 2 委員は、予め関係団体等へ情報伝達するための連絡手段を確立する。

(災害発生時の速報)

第8条 台風又は地震津波に伴う次に掲げる災害等を、委員又は関係団体等が認知した場合は、速やかに港長に通報する。

- (1) 船舶海難又は海上人身事故
- (2) 船舶交通に支障を及ぼすものの流出又は漂流
- (3) 岸壁等係留施設の損傷
- (4) 岸壁荷役設備（危険物貯蔵タンクを含む。）の損傷

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

別 表 1

三河港台風・地震津波対策委員会 組織構成

	委 員 名 等	所 在 地	電話番号	F A X 番号
1	愛知海運株式会社蒲郡支店 (副委員長)	蒲郡市浜町 2 1 番地	0533-68-4646	0533-68-2985
2	愛知海運産業株式会社 (委員長)	田原市田原町柳町 6	0531-22-1241	0532-32-0945
3	アオキトランス株式会社豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町 1 番 1 0	0532-32-3880	0532-32-5200
4	伊勢三河湾水先区水先人会	名古屋市港区港町 1 番 9 号	052-651-9111	052-654-5399
5	伊勢湾海運株式会社豊橋支店	豊橋市明海町 4 番地 3 6	0532-23-3816	0532-23-5343
6	上野ロジテム株式会社蒲郡事業所	蒲郡市浜町 3 2 番地 1	0533-69-4415	0533-68-8228
7	蒲郡漁業協同組合形原支所	蒲郡市形原町港町 1 5 6 番地	0533-57-2191	0533-57-2193
8	蒲郡漁業協同組合西浦支所	蒲郡市西浦町前浜 6 番地	0533-57-6155	0533-57-1946
9	蒲郡港営施設株式会社	蒲郡市浜町 1 4 番地	0533-69-5614	0533-69-6099
10	株式会社ラグナマリーナ	蒲郡市海陽町 2 丁目 1	0533-58-2950	0533-58-2929
11	株式会社上組豊川支店	豊川市金屋西町 1 丁目 8 番	0533-84-6510	0533-84-6723
12	株式会社新来島豊橋造船	豊橋市明海町 2 2 番地	0532-25-4113	0532-25-4114
13	日鉄カーボン株式会社田原製造所	田原市緑ヶ浜 1 号 2 番	0531-22-5151	0531-22-5160
14	神野オイルセンター株式会社	豊橋市神野新田町字ホの割 2 0 番地の 1	0532-32-0869	0532-32-7415
15	神野建設株式会社	豊橋市神野新田町字コの割 9 番地の 1	0532-31-5430	0532-32-8012
16	神野臨海株式会社	豊橋市神野ふ頭町 2 番	0532-31-4452	0532-32-2145
17	鈴与株式会社豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 8	0532-32-0736	0532-32-6314
18	セントラル L N G シッピング 株式会社	三重県三重郡川越町亀崎新田字 朝明 8 7 ー 1	059-358-0892	059-358-0899
19	株式会社総合開発機構明海事業所	豊橋市明海町 5 番地 1	0532-23-0711	0532-23-2123
20	総合埠頭株式会社	豊橋市明海町 5 番地 5 4	0532-23-0181	0532-23-1834
21	総合ポートサービス株式会社 (副委員長)	豊橋市明海町 5 番地 1	0532-23-0281	0532-23-3124
22	大藤運輸株式会社豊橋支店	豊橋市明海町 5 番地 1	0532-23-1550	0532-23-5364
23	株式会社アルファ コーポレーション	蒲郡市西浦町倉舞 5 2	0533-57-5315	0533-57-5316
24	株式会社 JERA 渥美火力発電所	田原市小中山町久エ森 1 の 2	0531-32-1291	0531-33-0532
25	東京製鐵株式会社田原工場	田原市白浜 2 号 1 番 3	0531-24-0810	0531-24-0818
26	東豊船舶作業株式会社	豊橋市神野ふ頭町 3 番 5	0532-32-9300	0532-32-9772
27	トピー海運株式会社	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 5	0532-32-3261	0532-32-5520
28	トピー工業株式会社豊橋製造所	豊橋市明海町 1 番地	0532-25-1111	0532-25-0354
29	豊川河口アサリ種苗採捕者協会	豊橋市東脇 4 丁目 2 3 番地 1	0532-31-4175	0532-31-1258
30	豊橋港運株式会社	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1	0532-31-1800	0532-32-5250
31	豊橋埠頭株式会社	豊橋市神野ふ頭町 1 0 番 1	0532-31-3555	0532-32-6954
32	トヨフジ海運株式会社田原事業所	田原市緑ヶ浜 3 号 1 番	0531-23-2111	0532-23-0247
33	日本ジュース・ターミナル 株式会社	豊橋市神野西町 1 の 2	0532-33-1951	0532-33-1952
34	日本通運株式会社蒲郡支店	蒲郡市浜町 7 3 番地 6	0533-69-1155	0533-67-4632

	委 員 名 等	所 在 地	電話番号	F A X 番号
35	日本通運株式会社豊橋支店 海運営業所	豊橋市神野ふ埠頭町 5 番 1	0532-32-1875	0532-32-6229
36	株式会社フジトランスコーポレー ション豊橋支店	豊橋市神野ふ頭町 1 0 番 1	0532-32-5665	0532-31-8430
37	ペトロトランス株式会社明海 第二油槽所	豊橋市明海町 5 番地 7 9	0532-23-2666	0532-23-1199
38	三河港コンテナターミナル 株式会社	豊橋市神野ふ頭町 3 番 2 9	0532-34-3988	0532-34-3980
39	三谷漁業協同組合	蒲郡市三谷町港町通 5 8 番地	0533-68-5131	0533-68-1396
40	株式会社 C I S 西浦マリーナ	蒲郡市西浦町大山 2 6 番地	0533-57-5101	0533-57-7269
官庁	三河海上保安署	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 1	0532-34-0118	0532-32-6699
官庁	中部地方整備局三河港湾事務所	豊橋市神野ふ埠頭町 1 番地 1	0532-32-3251	0532-32-5049
官庁	愛知県三河港務所	豊橋市神野ふ埠頭町 3 番地 9	0532-31-4155	0532-31-4400
官庁	愛知県三河港務所蒲郡出張所	蒲郡市浜町 4 番地 2	0533-69-5381	0533-69-5369
官庁	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市神野ふ埠頭町 3 番 1 1	0532-32-6566	0532-32-4201
官庁	蒲郡市役所	蒲郡市旭町 1 7 番 1 号	0533-66-1152	0533-66-1191
官庁	豊川市役所	豊川市諏訪 1 丁目 1 番地	0533-89-2194	0533-89-2655
官庁	豊橋市役所	豊橋市今橋町 1	0532-51-2111	0532-56-2122
官庁	田原市役所	田原市田原町南番場 3 0 番地 1	0531-23-3548	0531-23-0180

別 表 2

三河港台風・地震津波対策委員会

幹 事 会 組 織 構 成

役 職	所 属	所 在 地
幹 事 長	愛知海運産業株式会社	田原市田原町柳町 6
副幹事長	総合ポートサービス(株)	豊橋市明海町 5 番地 1
	愛知海運(株)蒲郡支店	蒲郡市浜町 2 1 番地
幹 事	日本通運(株)蒲郡支店	蒲郡市浜町 7 3 番地 6
	豊橋埠頭株式会社	豊橋市神野ふ頭町 1 0 番地 1
	伊勢三河湾水先区水先人会	名古屋市港区港町 1 番 9 号
	三河海上保安署	豊橋市神野ふ頭町 3 番 1 1
	国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所	豊橋市神野ふ頭町 1 番地 1
	愛知県三河港務所	豊橋市神野ふ頭町 3 番地 9
	愛知県三河港務所蒲郡出張所	蒲郡市浜町 4 番地 2

三河港における台風来襲時の対策基準について

(平成24年5月16日制定)

(令和元年6月18日改正)

三河港における台風来襲時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対策の基準を別表1に示す。

2 警戒体制の発令基準

警戒体制の発令基準は、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制（準備体制）

気象庁が発表する台風の進路予報を元に進路及びその強風域を推定（以下「台風の進路等推定」という。）した場合、強風域が三河港にかかるときに、その9時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没9時間前とする。

(2) 第二警戒体制（避難体制）

台風の進路等推定した場合、暴風域が三河港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる6時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 発令が第一警戒体制のみの場合

三河港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、三河港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が15m/s(10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

(1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知（なごやほあん）、事務局（三河海上保安署）から三河港台風・地震津波対策委員会連絡網による一斉FAXにより伝達する。

(2) 三河港在泊船舶に対する情報提供系統を、別図1のとおり示す。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

(1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。

(2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHFの聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。

(3) 運航要員不足や修理中の船舶にあっては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやいあるいはタグボートによる補助等による確実な係留措置を行うこと。

6 その他

台風来襲時において三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行うこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

三河港における地震・津波への対策基準について

(平成24年5月16日制定)

(令和3年8月1日改正)

三河港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制、第二警戒体制及び南海トラフ地震警戒強化とし、

津波注意報が発表された場合に第一警戒体制

津波警報及び大津波警報が発表された場合に第二警戒体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に南海トラフ地震警戒強化を発令する。勧告の区分及び措置すべき対策内容等は別表1に示す。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、港長は注意喚起を行う。

なお、関係団体・在泊船舶等においては、地震・津波に関する情報を早期に入手する体制を事前に確認しておくものとし、地震・津波に関する情報を入手した場合、又は強い地震及び長時間にわたりゆっくりとした揺れを感じたが、地震・津波に関する情報を入手できない状況においては、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

2 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。

(別図2 参照)

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 緊急措置

(1) 津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、三河港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

避難にあたっては人命最優先とし、船舶職員等が陸上に避難する場合は、当該場所における臨海地区各防災組織等が定める避難計画又は地域防災計画に従うこと。

また、船舶職員等が陸上に避難する場合であつて国際信号旗を備える船舶は、「A・C」私は本船を放棄する（放棄中である）の意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

(2) 錨泊中の船舶であつて津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

6 その他

(1) 地震・津波来襲に備え三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

(2) 小型船は、本基準における勧告の対象から除外する。

小型船の避難行動については、人命優先の見地から、津波到達まで時間的余裕がない場合、陸

上の高台等への避難を優先すること。

また、警報等発令時に海上にある小型船については、人命を最優先とし船長判断により、避難場所を海上等とするか陸上とするか決定すること。

- (3) 港域外へ退避する船舶であつて汽笛を備える船舶は、港域を出域するまでの間、適宜「長・短・長・短・短」津波が来る見込みの意を示す汽笛の吹鳴に務めること。

また、国際信号旗を備える船舶は、「N・D」津波が来る見込みの意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

別 表1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 3 避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、係留強化又は、陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること	

※ 伊勢・三河湾において、気象庁から上覧記載の地震津波の情報が発表された場合には、同発表時刻をもって、その情報に応じた勧告を三河港に発令します。

別 表 2

地震津波に対する船舶等の対応表

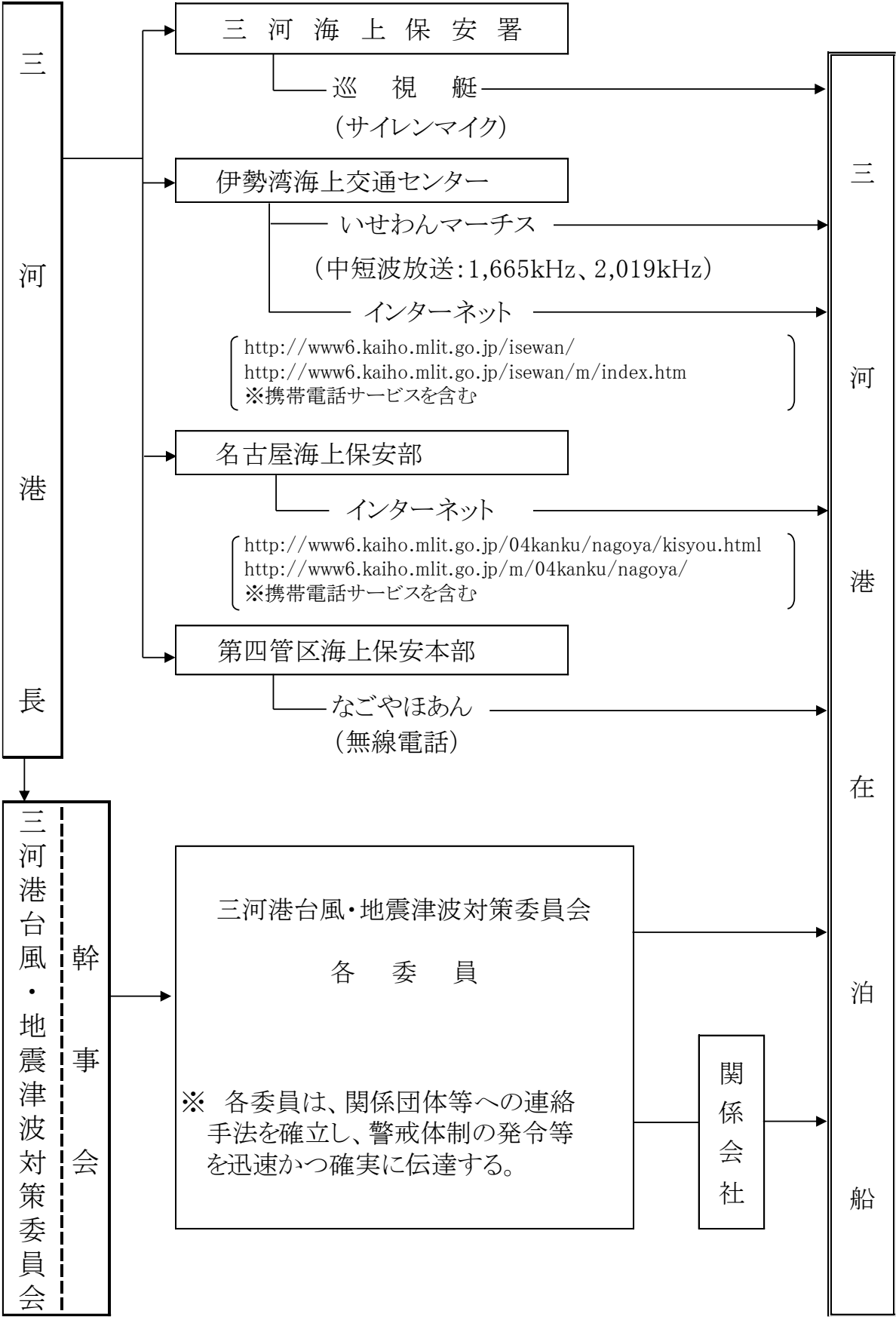
津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		・荷役中止 ・原則港外退避準備	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	・荷役中止 ・港外退避	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容
	無	・荷役中止 ・原則港外退避	・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊又は流出防止	・流出防止

（注）係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

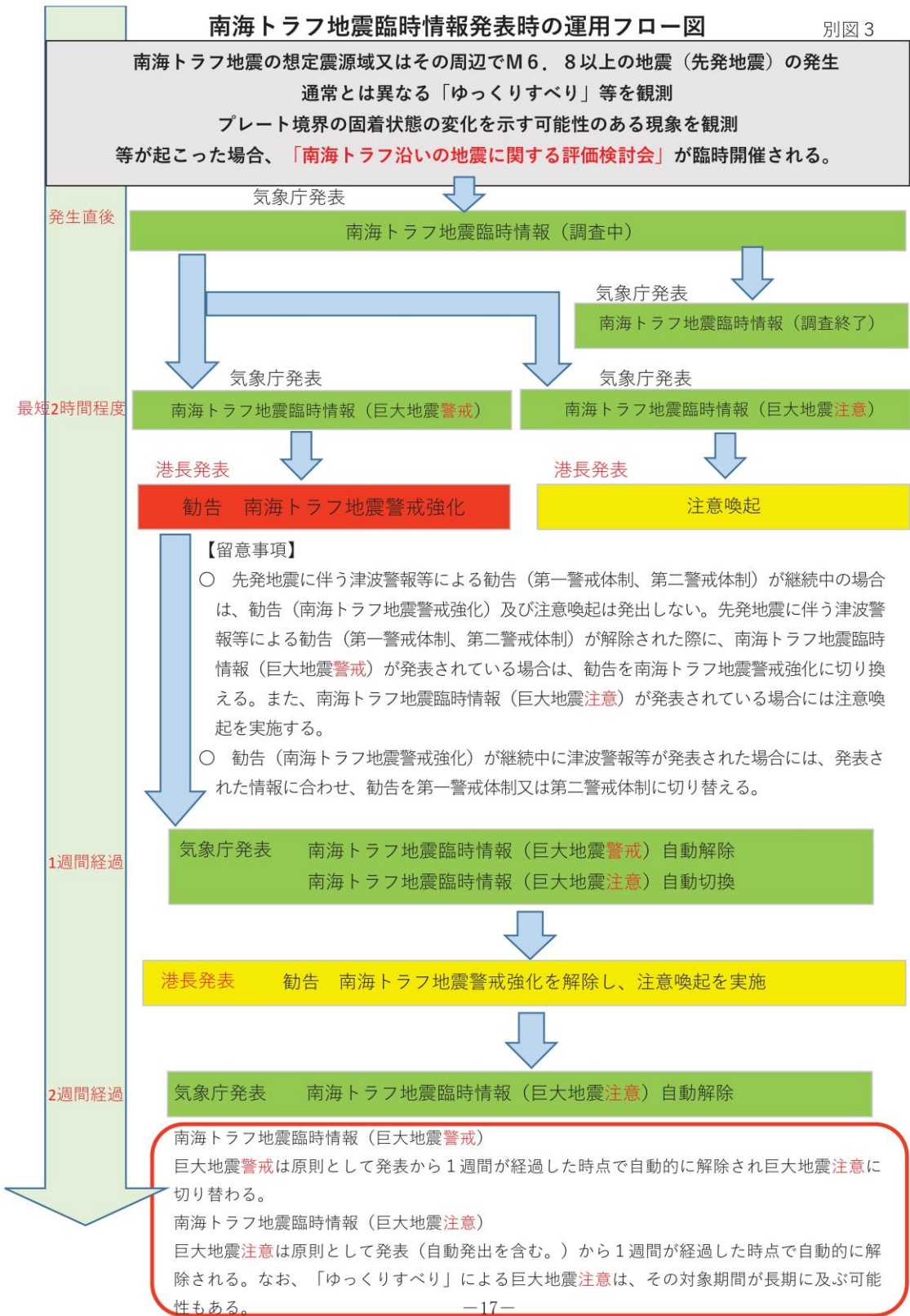
別 図 1

「三河港在泊船舶に対する情報提供系統」





別 図 3



5－15 蒲郡市医療救護活動対策本部設置要綱

(健康推進課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療救護活動を円滑に実施するための体制を確保するため、蒲郡市医療救護活動対策本部（以下「医療救護対策本部」という）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 医療救護対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に、蒲郡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の指示に基づき設置する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害が発生した場合
- (2) 蒲郡市に震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) その他災害対策本部が必要と判断した場合

2 医療救護対策本部は、蒲郡市役所内に設置する。

3 医療救護対策本部は、災害対策本部が必要と認める期間設置するものとする。

(組織)

第3条 医療救護対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、健康推進課長をもって充てる。

3 副本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 一般社団法人蒲郡市医師会の会長及び防災担当理事
- (2) 蒲郡市歯科医師会の会長及び防災担当理事
- (3) 蒲郡市薬剤師会の会長及び防災担当理事
- (4) その他本部長が必要と認める者

(所管事務)

第4条 医療救護活動対策本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 市内の医療機関等の被災状況及び医療機関における診療の可否についての情報収集並びに管理及び災害対策本部への報告
- (2) 市内の医療救護所開設場所、救護班の編成等の協議及び決定
- (3) 医療救護所への救護班の派遣指示並びに救護活動の指示及び進捗管理
- (4) 愛知県及び豊川保健所との情報交換並びに人的及び物的要請の連絡調整
- (5) 資器材、医薬品等の過不足の把握及び必要物品等の調達調整

(事務局)

第5条 事務局は、健康福祉部健康推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、医療救護対策本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

5-16 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 県及び県の機関

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
愛 知 県 庁	災害対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-961-2111(代) 052-961-6193	460-8501
愛 知 県 東 三 河 総 局	防災安全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)	440-8515
愛知県東三河建設事務所	維持管理課	豊橋市今橋町 6	0532-52-1311(代)	440-0801
愛知県東三河農林水産事務所	総務課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(代)	440-8515
愛知県東三河水道事務所		豊橋市東小鷹野 2-9-1	0532-61-2836	440-0012
愛 知 県 三 河 港 務 所		豊橋市神野埠頭町 3-9	0532-31-4155	441-8075
愛 知 県 三 河 港 務 所 蒲 郡 出 張 所		蒲郡市浜町 4-2	0533-69-5381	443-0036
愛 知 県 豊 川 保 健 所	総務企画課	豊川市諏訪 3-237	0533-86-3188	442-0068
愛 知 県 豊 川 保 健 所 蒲 郡 保 健 分 室		蒲郡市浜町 4-2	0533-69-3156	443-0036
海 陽 ヨ ッ ト ハ ー バ ー		蒲郡市海陽町 1-7	0533-59-8851	443-0014

(2) 警察

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
愛 知 県 警 察 本 部	警備部災害対策課	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-1611	460-8502
愛知県警察蒲郡警察署		蒲郡市緑町 3-12	0533-68-0110(代)	443-0048

(3) 自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
陸上自衛隊第 10 師団	司令部 第 3 部防衛班	名古屋守山区大字守山 3-12-1	052-791-2191	463-0067
海 上 自 衛 隊 横須賀地方総監督部	防衛部第 3 幕僚室	神奈川県横須賀市西逸見町一丁目無番地	046-822-3500	238-0046
航空自衛隊小牧基地	第 1 輸送航空隊司令部防衛部防衛班	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	485-0025
陸上自衛隊第 6 施設群 豊 川 駐 屯 地	第 3 科	豊川市穂ノ原 1-1	0533-86-3151	442-0061

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
中 部 管 区 警 察 局	広域調整部 広域調整第二課	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-6000	460-0001
東 海 総 合 通 信 局	総務部総務課 文書係	名古屋東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎 3 号館内)	052-971-9210	461-8795

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
東 海 財 務 局	総務部総務課	名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1772	460-8521
東 海 北 陸 厚 生 局	総務課	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎 3 号館内)	052-971-8831	461-0011
愛 知 労 働 局	総務部総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎 2 号館)	052-972-0251	460-8507
東 海 農 政 局	企画調整室	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-201-7271	460-8516
中 部 森 林 管 理 局 名 古 屋 事 務 所	名古屋事務所 連絡調整官	名古屋市熱田区熱田西町 1-20	052-683-9206	456-8620
中 部 経 済 産 業 局	総務企画部 総務課企画 調整係	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2683	460-8510
中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0558	460-8510
中 部 地 方 整 備 局	防災室 運用企画係	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎 2 号館)	052-953-8357	460-8514
中 部 運 輸 局	総務部安全 防災・危機管理課	名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎 1 号館)	052-952-8049	460-8528
大 阪 航 空 局	中部空港事務所 総務課	常滑市セントレア 1-1	0569-38-2155	479-8787
名 古 屋 地 方 気 象 台	防災グループ	名古屋市千種区日和町 2-18	052-751-5124	464-0039
第 4 管 区 海 上 保 安 本 部	警備救難部 環境防災課	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611	455-8528
名 古 屋 海 上 保 安 部		名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1615	455-0032
中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130	460-0001
近 畿 中 部 防 衛 局	東海防衛支局 施設企画課 企画係	名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8223	460-0001

(5) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
中部電力パワーグリッド(株) 岡 崎 営 業 所		岡崎市戸崎町字大道東 7	0564-51-5920	444-8606
西日本電信電話株式会社 東 海 支 店	設備部 災害対策室	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT 上前津ビル 5 階)	052-291-3226	460-8319
N T T 西 日 本 三 河 支 店		豊橋市札木町 43	0532-58-0063	440-0893
東 海 旅 客 鉄 道 (株)	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-3-4	052-564-2396	453-0037
東海旅客鉄道株式会社 蒲 郡 駅	出札室	蒲郡市元町 1-1	0533-68-2048	443-0043
蒲 郡 郵 便 局	総務課	蒲郡市港町 16-18	0533-68-6001	443-8799

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 有 限 公 司 東 海 支 社	総務部	名古屋市中区錦 3-1-1	052-2017-4022	460-0003
東 邦 瓦 斯 株 式 有 限 公 司	総務部総務部 総括グループ	名古屋市熱田区桜田町 19-18	052-872-9681	456-8511
東 邦 瓦 斯 株 式 有 限 公 司 刈 谷 営 業 所		刈谷市幸町 3-2-9	0566-21-1647	488-0025
日 本 放 送 協 会	名古屋放送局	名古屋市東区東桜 1-13-3	052-952-7000	461-8725
日本赤十字社愛知県支部	事業推進課	名古屋市東区白壁 1-50	052-971-1591	461-8561
中日本高速道路株式会社	保全サービス事 業部企画統括課	名古屋市中区錦 2-8-19	052-222-1181	460-0003
日 本 通 運 株 式 有 限 公 司 名 古 屋 支 店	総務課	名古屋市中村区名駅南 1-16-14 (日通ビル)	052-551-9851	450-0003
日 本 通 運 株 式 有 限 公 司 蒲 郡 支 店		蒲郡市浜町 73-6	0533-69-1151 0533-69-1155	443-0036

(6) 指定地方公共機関等

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	総務部総務課	名古屋市瑞穂区新開町 12-6	052-871-1921 0561-76-2006	467-8555
名 古 屋 鉄 道 株 式 有 限 公 司	計画部管理課	名古屋市熱田区三本松町 18-1	052-825-3102	456-0032
名 古 屋 鉄 道 株 式 有 限 公 司 蒲 郡 駅		蒲郡市港町 1-1	0533-69-5515	443-0034
株 式 有 限 公 司 中 日 新 聞	編集局	名古屋市中区三の丸 1-6-1	052-221-8801	460-8511
中 日 新 聞 蒲 郡 通 信 局		蒲郡市旭町 14-4	0533-68-2437	443-0045
株 式 有 限 公 司 朝 日 新 聞 社	名古屋統括 センター	名古屋市中区栄 1-3-3	052-221-0320	460-8488
朝 日 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 3-102	0532-52-0155	440-0806
株 式 有 限 公 司 毎 日 新 聞 社	名古屋本部	名古屋市中区 2-3-1	052-527-8000	460-8351
毎 日 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 2-21	0532-54-5208	440-0806
株 式 有 限 公 司 読 売 新 聞 社	中部支社 編集センター	名古屋市中区栄 1-2-1	052-211-1200	460-8470
読 売 新 聞 豊 橋 支 局		豊橋市八町通 3-11-7	0532-53-0717	440-0806
株 式 有 限 公 司 中 部 経 済 新 聞 社	編集局	名古屋市中村区名駅 4-4-10	052-561-5212	450-8561
中 部 経 済 新 聞 社 三 遠 支 局		豊橋市萱町 21	0532-54-2668	440-0896
株 式 有 限 公 司 日 本 経 済 新 聞 社	名古屋支社 総務グループ	名古屋市中区栄 4-16-33	052-243-3311	460-8366
株 式 有 限 公 司 産 業 経 済 新 聞 社	大阪本社 編集局地方部	大阪府大阪市浪速区湊町 2-1-57	06-6633-1221	556-0017

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
株 式 会 社 時 事 通 信 社	名古屋支社 編集部	名古屋市中区錦 2-2-13 (名古屋センタービル内)	052-231-4583	460-0003
一般社団法人共同通信社	名古屋支社 編集部	名古屋市中区三の丸 1-6-1	052-211-2821	460-0001
東海日日新聞豊橋本社		豊橋市東松山町 90	0532-53-2800	440-0874
東愛知新聞豊橋本社		豊橋市新栄町字鳥嶽 62	0532-32-3111	441-8016
蒲 郡 新 聞		蒲郡市旭町 9-9	0533-68-2684	443-0045
株式会社 C B C テレビ	報道・制作局	名古屋市中区新栄 1-2-8	052-241-8111	460-8405
株式会社 C B C ラジオ	編成部	名古屋市中区新栄 1-2-8	052-259-1351	460-8405
東海ラジオ放送株式会社	制作局報道・スポ ーツ制作部	名古屋市中区東桜 1-14-27	052-951-2525	461-8503
東海テレビ放送株式会社	報道	名古屋市中区東桜 1-14-27	052-954-1174	461-8501
名古屋テレビ放送株式会社	報道局センター	名古屋市中区橋 2-10-1	052-331-8111	460-8311
中京テレビ放送株式会社	報道局報道 グループ	名古屋市中村区平池町 4-60-11	052-588-4571	453-8704
株式会社エフエム愛知	編成制作部	名古屋市中区千代田 2-15-18 (通信ビル内)	052-263-5141	460-8388
テレビ愛知株式会社	報道制作局 報道情報 グループ	名古屋市中区大須 2-4-8	052-203-0250	460-8325
株式会社 Z I P - F M	編成制作部	名古屋市中区丸の内 3-20-17	052-973-0313	460-8578
愛 知 県 道 路 公 社	事業部事業課	名古屋市中区丸の内 3-19-30 (愛知県住宅供給公社ビル 2 F)	052-961-1621	460-0002
名 古 屋 高 速 道 路 公 社	総務部総務課	名古屋市中区北区清水 4-17-30	052-919-5621	462-0844
公益社団法人愛知県医師会	医療業務部第 1 課	名古屋市中区栄 4-14-28	052-241-4136	460-0008
公益社団法人蒲郡市医師会		蒲郡市浜町 4	0533-68-3859	443-0036
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 歯 科 医 師 会	事務局	名古屋市中区丸の内 3-5-18	052-962-8020	460-0002
蒲 郡 市 歯 科 医 師 会		蒲郡市浜町 4	0533-68-8020	443-0036
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 薬 剤 師 会	総務部業務課	名古屋市中区丸の内 3-4-2	052-953-4555	460-0002
蒲 郡 市 薬 剤 師 会		蒲郡市浜町 4	0533-69-5278	443-0036
蒲 郡 建 設 業 協 同 組 合		蒲郡市浜町 45	0533-68-4794	443-0036
蒲郡土木建設業協同組合		蒲郡市西浦町中屋敷 17	0533-57-1017	443-0105
蒲 郡 市 上 下 水 道 工 事 協 同 組 合		蒲郡市旭町 4-7	0533-68-5475	443-0045

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
プ ロ パ ン 協 会 蒲 郡	小田住設	蒲郡市三谷町港町通 54-22	0533-68-3638	443-0021
蒲 郡 消 火 器 同 業 組 合	田端商店	蒲郡市緑町 14-5	0533-68-3742	443-0048
蒲郡市農業協同組合 本店		蒲郡市宮成町 2-1	0533-68-6631	443-0041
蒲 郡 市 漁 業 振 興 協 議 会	西浦漁業協同組合	蒲郡市西浦町前浜 6	0533-57-6155	443-0105
蒲 郡 市 観 光 協 会		蒲郡市元町 1-3	0533-68-2526	443-0043
蒲 郡 防 災 ア マ チ ュ ア 無 線 ク ラ ブ	代表・長田勝則	蒲郡市三谷町松前 6-7	0533-68-3617	443-0021
愛 知 県 水 難 救 済 会	佐奈田隆義	竹島町 23-23	0533-67-6209	443-0031
蒲 郡 警 備 業 協 会	日本信託警備	蒲郡市元町 4-3	0533-67-3158	443-0043

5-17 医療関係機関

(1) 医科

ア 病院

(健康推進課／令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
蒲郡厚生館病院	栄町 11-13	69-325 1	内, 胃, 外, 物, 整, 肛, リハ	106
蒲郡市民病院	平田町向田 1-1	66-2200	内, 小, 外, 整, 眼, 耳, 皮, 泌, リハ, 口外, 放, 脳, 麻, 産婦, 神内, 呼, 消, 循, 精, 糖内, 物, 腎内, 血液	382 うち開放型 40
蒲郡東部病院	大塚町山ノ沢 45-2	59-7601	内 (呼, 胃, 循), リハ, 皮, 放	210

イ 診療所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
加藤医院	大塚町星越 1-20	59-7878	婦, 内, リハ	19
すみれクリニック	大塚町西島 14-1	58-2100	泌, 内	0
海岸通り皮ふ科	大塚町山ノ沢 7-5	58-0121	皮	0
桜井眼科医院	三谷町東 5 丁目 129	68-2401	眼	0
やよい整形クリニック	三谷町弥生 1 丁目 42	66-2121	整, リウ, リハ	0
はしば耳鼻咽喉科・内科クリニック	三谷町二舗 96	68-4190	耳, 内, 小	0
福原医院	三谷北通二丁目 266	69-5518	内, 小, 胃, 外	0
小林内科クリニック	三谷北通二丁目 44	66-2111	内	0
藤田皮膚科	三谷北通四丁目 40	95-3330	皮, ア	0
西村耳鼻咽喉科医院	三谷町九舗 22	67-3387	耳, ア	0
とよおかクリニック	豊岡町梶田 13-1	67-1155	内, 胃, 腎内, リウ	19
蒲郡クリニック	三谷町須田 10-2	68-1115	内, 腎内, 糖, 内内, 循, 消, 透析	0
杉浦内科胃腸科	丸山町 1-16	69-9840	内, 胃	0
カワイ外科	丸山町 7-1	68-4234	外, 内, 皮, リハ, 乳内, 肛外	0
原整形外科	竹島町 3-3	69-1166	整	0
眼科やまもとクリニック	府相町 1 丁目 131	68-4473	眼	0
内科・消化器科たかしクリニック	八百富町 2 丁目 250	66-0330	内, 消	0
蒲郡駅前クリニック	神明町 2-12	66-1558	心療, 神, 精	0
沓名医院	本町 7-24	68-2395	内, 外, 胃, 肛	0
岡本内科クリニック	中央本町 13-16	69-2666	内, 消	0
マイファミリークリニック蒲郡	中央本町 6-7	67-2626	内, 感内, 小, 皮, 産婦, (総合診療)	0
いとう内科小児科	水竹町西清水川 38-1	66-0088	内, 小	0
はたのクリニック	港町 20-14	68-8899	泌, 内, 皮	0
小田醫院	宝町 12-15	68-5233	小, 内, 消	0
つげ耳鼻咽喉科	旭町 4-15	68-1187	耳	0

名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	病 床 数
八木内科・消化器科	竹谷町宮前 10-1	66-3215	内, 消	0
耳鼻咽喉科すずきクリニック	竹谷町錦田 16-3	67-1001	耳	0
畑川クリニック	拾石町前浜 40-13	66-1515	肛, 胃, 内, 小	0
ふじい整形外科	拾石町本郷 77	68-1255	整, リウ, リハ	19
かなだ眼科クリニック	拾石町縄手添 4-1	67-2020	眼	0
こんどうクリニック	鹿島町深田 22-1	66-0007	内, 神内, リハ	0
あおば内科クリニック	形原町計後家 22-1	57-0211	内, リウ, ア, 循, 小	0
石原内科	形原町下市場 49-2	57-4303	内	0
さくら皮フ科	形原町北新田 61-1	58-3939	皮, 小皮, ア	0
トリイクリニック	形原町東根崎 74	57-2004	内, 消, 循	0
平野内科医院	形原町下屋敷 41-1	57-0370	内, 小, 胃, リハ	0
柳沢内科	西浦町馬々 53-1	57-2537	内, 循, 消, リハ	0
蒲郡市休日急病診療所	浜町 4	67-2555	内, 小	0
すずりん皮膚科クリニック	新井形町殿海道 17-1	95-0888	皮, ア	0
かとう小児科・内科クリニック	旭町 8 - 1 2	95-8181	小, 内	0
かんだ整形外科リウマチ科	一色町西山 4-1	58-1020	整, リウ, リハ	0
とくなが内科	水竹町下島 8 2	95-1232	内	0
かなだ内科・糖尿病クリニック	竹谷町油井 29-8	68-0077	内, 糖, 内内	0
オレンジベルクリニック	神明町 23-21	68-2311	産婦, 小	13
かんだ消化器内科	一色町西山 6-1	58-3030	内, 消, 内視内	0
つねかわ内科・ハートクリニック	平田町上五反田 19-3	56-9292	内, 循	0

凡例 診療科目

(略号 説明)	(略号 説明)	(略号 説明)	(略号 説明)
内 内科	心療 心療内科	気 気管食道科	泌 泌尿器科
呼 呼吸器科	神 神経科	産婦 産婦人科	肛 肛門科
消 消化器科	神内 神経内科	産 産科	理 理学診療科
胃 胃腸科	外 外科	婦 婦人科	放 放射線科
循 循環器科	整 整形外科	眼 眼科	麻 麻酔科
小 小児科	形 形成外科	耳 耳鼻咽喉科	リハ リハビリテーション科
精 精神科	脳 脳神経外科	皮 皮膚科	リウ リウマチ科
口外 口腔外科	心 心臓血管外科	ア アレルギー科	胸外 胸部外科
心神 心療神経科	腎内 腎臓内科	肛外 肛門外科	乳内 乳腺内分泌外科
感内 感染症内科	老 老年内科	物 物忘れ外来	血液 血液内科
内内 内分泌内科	糖内 糖尿病内科	内視内 内視鏡内科	

(2) 歯科

名 称	所 在 地	電 話 番 号
おおつかファミリー歯科	大塚町産子山 42-3	59-6806
かよ歯科クリニック	大塚町西島 14-1 2F	58-2525
中村歯科医院	大塚町丸山 62-4	59-7305
丸山歯科室	三谷町東三丁目 5	67-8778
水野歯科医院	三谷町高松 20-1	67-3898
ヤマト歯科	三谷町東前 78-7	67-8448
寺田歯科医院	三谷町二舗 145-4	69-6314
中沢歯科医院	三谷北通三丁目 177	67-1177
稲垣歯科医院	三谷町七舗 7	68-3041
やました歯科医院	三谷町九舗 68-3	67-1718
林歯科医院	三谷北通六丁目 142	67-4181
三谷北歯科	三谷北通一丁目 96	69-0077
とよおか歯科医院	豊岡町平田門 22-2	67-5550
とがみ歯科	豊岡町鍛冶薬師 40	68-2333
いな歯科クリニック	府相町新井前 843-1	68-1211
山田歯科医院	丸山町 8-4	68-4375
友愛歯科	八百富町 11-6	67-1150
わかば歯科	新井町 8-10	67-6888
井沢歯科	中央本町 26-10	69-0476
ポプラ矯正歯科	中央本町 4-6	68-8688
鈴木歯科医院	本町 8-20	68-4363
河井歯科医院	神明町 23-4	67-9370
山本歯科医院	元町 19-11	68-2788
杉本歯科クリニック	港町 10-23	95-1182
伊藤歯科医院	宝町 9-15	68-5286
医療法人 松山歯科医院 うみまちデンタルクリニック	旭町 21-14	68-8731
堀野歯科医院	旭町 2-2	68-7780
高橋歯科	栄町 3-4	67-8714
もくはら歯科医院	栄町 11-50	66-3250
さとう子供歯科医院	竹谷町泉 34	69-8288
すずき歯科	拾石町浜田 8-1	67-3718
鹿島歯科医院	鹿島町柴崎 20-3	67-8755
平岩歯科医院	金平町堀ノ内 2-3	57-8282
市川歯科分院	形原町南新田 7-1	57-8788
医療法人 稲吉歯科医院	形原町前田 10-2	57-2707
寿歯科医院	形原町下市 12-1	57-1080
いちの DENTAL CLINIC	形原町北双太山 114-1	56-0700

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人基裕会 酒井歯科医院	形原町西御屋敷 59-6	57-1511
蒲郡市休日歯科・障がい者歯科診療所	浜町 4	69-8020

(3) 薬局

名 称	所 在 地	電 話 番 号
内田薬局	水竹町上り島 18	67-6183
延寿堂薬局	三谷町六舗 1-1	68-4407
おおつか調剤薬局	大塚町西島 17-2	58-2110
オリーブ薬局	形原町三浦町 14-1	75-6670
オレンジ薬局	三谷町弥生一丁目 46	66-1699
かしま薬局	鹿島町深田 12-1	65-2014
蒲郡調剤薬局	本町 12-2	68-0720
カワイ薬局	御幸町 4-8	68-0307
グリーン薬局	港町 20-14	68-3370
バニラ薬局 がまごおり店	栄町 9-25	67-9670
三天堂薬局	三谷町二舗 122	68-4398
新光堂薬局	中央本町 9-4	68-3462
スギ薬局 蒲郡北店	蒲郡町荒子 67-1	66-0210
スギ薬局 蒲郡店	平田町向田 24-1	68-9133
スギ薬局 三谷北店	三谷北通四丁目 98	66-2661
スギ薬局 竹谷店	竹谷町下日山 11-1	69-8806
スギヤマ薬局 形原店	形原町亀井 30-1	58-4321
スギヤマ薬局 宝店	宝町 377-2	66-1811
鈴木薬局	竹谷町今御堂 80	69-6667
すばる調剤薬局	形原町計後家 22-1	58-3600
だいち薬局	形原町前田 29-3	57-6420
タイヨウ調剤薬局	丸山町 7-2	69-8976
田中薬局	形原町東御屋敷 22-1	57-2505
たんぼぼ薬局 形原店	形原町北新田 63-1	57-3171
たんぼぼ薬局 蒲郡店	平田町餅田 2-1	66-3155
中央薬局	元町 4-8	68-2370
ツゲ薬局	旭町 4-16	68-5034
ながさわ薬局	三谷町九舗 55	68-3616
八田薬局	拾石町宮前 38	67-6311
八田薬局 西浦調剤部	西浦町馬々 42-1	57-0920
ハロー薬局 蒲郡店	竹谷町錦田 17-10	66-1521

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ファーマシー三蔵	形原町川原 41-1	57-2236
ふそう薬局	八百富町 2 丁目 248	68-8076
ふれあい薬局 蒲郡店	平田町松下 18-1	66-1613
マイ調剤薬局 蒲郡南店	拾石町前浜 40-8	68-0683
マツバ調剤薬局	三谷町二舗 102-1	68-8807
マルエー薬局	本町東 135	68-7681
薬局ジョイン	八百富町 3 丁目 104	67-3117
陽心堂薬局	新井町南 136	69-5514
あらいがた薬局	新井形町殿海道 19-20	56-7130
ぬくもり薬局	拾石町本郷 17-1	95-0577
みずたけ薬局	水竹町西清水川 31-4	65-7270
めい薬局	一色町西山 3-6	56-7898
めい薬局 水竹店	水竹町下島 75. 76	65-7070
あさひまち薬局	旭町 9-6	56-2111
れいわ薬局	竹谷町油井 29-9	69-8830

5-18 地震災害年表

(消防本部)

年 月 日 (日本歴)	規模 (M)	地 震 名	地 域	被 害 概 要
1498. 8. 25 (明応 7 年)	8. 6		東海道全般	大津波を伴い、伊勢大湊では流失 1,000、溺死 5,000 人、静岡県志太郡で流死 26,000 人、伊勢志摩で溺死 10,000 人という。地震により浜名湖が海に通じた。
1586. 11. 29 (天正 13 年)	7. 9		畿内、東海、東山北陸諸道	飛騨白河谷で 300 余埋没し多数圧死、近江長浜でも圧死者多数。
1605. 12. 16 (慶長 9 年)	7. 9	慶 長 地 震	東海、南海、西海諸道	津波は犬吠岬から九州に至り、阿波の鞆浦で波高 10 丈、全体の死者 5,000 余人。愛知県の被害は軽微と推定される。
1611. 10. 28 (慶長 16 年)	8. 1		三陸、北海道東岸	津波のため伊達領の死者 1,783 人、南部津軽で人馬の溺死 3,000 余、三陸地方で溺死 1,000 人、北海道東部でも溺死者多数。
1662. 5. 1 (寛文 2 年)	7. 6		近畿、東海、東山両道	家屋、人畜の被害甚大で死者 1,100 余人。三河田原で民家、田畑等の被害大。
1703. 11. 23 (元禄 16 年)	8. 2	元 禄 地 震	江戸、関東諸国	江戸、小田原の被害甚大、全体で死者 5,233 人、倒壊家屋 20,162、小田原・鎌倉・房総半島沿岸では津波による被害甚大。渥美半島では津波による死者等あり。
1707. 10. 4 (宝永 4 年)	8. 4	宝 永 地 震	五畿、七道	損失家屋 29,000 余、死者 4,900 人(愛知県災害誌では 1,700 人以上)で、渥美半島では大津波等により多くの人馬が死亡した。この地震の 1 ヶ月後、富士山の宝永山が爆発によってできた。
1766. 1. 28 (明和 3 年)	6. 9		津軽	死者 1,527 人、家屋全壊 7,547、焼失 475 弘前城が破損した。
1771. 3. 10 (明和 8 年)	7. 4	八重山地震津波	宮古、八重山両群島	震害はなく津波による被害が甚大。波高は石垣島で最高 28 丈(一説では約 40m)に達し、全体で溺死 11,741 人、家屋流失 3,237。
1792. 4. 1 (寛政 4 年)	6. 4		雲仙岳	雲仙岳噴火による地震で崩土が島原海に入り津波を起こした。津波による死者 15,030 人、家屋流失 3,284。
1847. 3. 24 (弘化 4 年)	7. 4	善 光 寺 地 震	信濃、越後	倒壊家屋 34,000、焼失家屋 3,500、死者は 12,000 人、犀川が堰止められ数十カ村が水没し後に決壊洪水を生じた。
1854. 11. 4 (安政元年)	8. 4	安 政 地 震	東海、東山、南海諸道	死者は圧死 300 人、流死 300 人、流失家屋 8,300、焼失 600 で津波の被害は房総半島から土佐に及んだ。三河湾沿岸でも津波の被害を受けた。
1854. 11. 5 (安政元年)	8. 4	安政南海地震	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道	住家全壊 20,000、焼失 6,000、流失 15,000、死者 3,000 余人で津波は房総から九州に及び、三河湾でも前日に続き津波の被害を受けた。
1855. 10. 2 (安政 2 年)	6. 9	江 戸 地 震	江戸及び付近	死者 4,000 余人、家屋全壊及び焼失 14,346 で出火 30 余カ所。
1891. 10. 28 (明治 24 年)	8. 4	濃 尾 地 震	岐阜、愛知	死者 7,885 人、負傷者 19,694 人、住家全壊 85,511 で根尾谷断層を生じた。愛知県の地震災害史上最大の被害を受け、死者 2,459 人、住家全壊 34,494 に及んだ。

1896. 6. 15 (明治 29 年)	7. 6	三陸地震津波	三陸沖	地震は軽微、大津波あり。 陸前吉浜で津波高 25m、全半壊流失家屋 8, 891、死者 27, 122 人。
1923. 9. 1 (大正 12 年)	7. 9	関東大地震	関東南部	地震後火災が発生し、被害を増大した。 死者 99, 331 人、不明者 43, 476 人、家屋全壊 128, 266、焼失 447, 128 関東沿岸に津波が来襲、波高は州の崎で 8.1m に達した。
1925. 5. 23 (大正 14 年)	6. 8		兵庫県北部	死者 428 人、家屋全壊 1, 295、全焼 2, 180 豊岡町で大火。
1927. 3. 7 (昭和 2 年)	7. 3	北丹後地震	京都府北西部	死者 2, 925 人、家屋全壊 12, 584、家屋焼失 3, 711。
1933. 3. 3 (昭和 8 年)	8. 1	三陸地震津波	三陸沖	震害はなかったが三陸沿岸で津波被害は甚大。 死者 3, 008 人、家屋流失 4, 034、倒壊 1, 817 で波高は綾里で 25m に達した。
1943. 9. 10 (昭和 18 年)	7. 2	鳥取地震	鳥取市付近	死者 1, 083 人、家屋全壊 7, 485、焼失 254。
1944. 12. 7 (昭和 19 年)	7. 9	東南海地震	東海道沖	死者 1, 223 (不明含む) 人、負傷者 1, 859 人、住家全壊 13, 586、非住家 16, 686 で三重・愛知・静岡の被害が最も多い。 津波の波高は 4～5m で流失家屋 3, 000。
1945. 1. 13 (昭和 20 年)	6. 8	三河地震	愛知県南部	死者 2, 306 人、全壊家屋 16, 408、被害は三河湾沿岸に限られた局地的地震だった。 形原町の被害は死者 211 人、全壊家屋 401 西浦町は死者 3 人、全壊家屋 17。
1946. 12. 21 (昭和 21 年)	8. 0	南海地震	南海道沖	死者 1, 432 (不明者含む) 人、住家全壊 11, 591、流失 1, 451、焼失 2, 598 で津波は静岡より九州に至り、波高は 4～6m に達した。
1948. 6. 28 (昭和 23 年)	7. 1	福井地震	福井平野	死者 3, 769 人、家屋倒壊 36, 184、所々に火災が発生し焼失家屋は 3, 851。
1952. 3. 4 (昭和 27 年)	8. 2	十勝沖地震	十勝沖	死者 33 (不明者含む) 人、負傷者 287 人、全壊家屋 815、流失家屋 91。
1960. 5. 23 (昭和 35 年)	8. 5	チリ地震津波	チリ沖	チリ地震による津波被害。死者 119 人、不明者 20 人、家屋全壊 1, 571、流失 1, 259 で津波の波高は三陸沿岸で 5～6m。
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	7. 5	新潟地震	新潟県沖	死者 26 人、倒壊及び全焼家屋 1, 960 で地盤の液状化現象による被害が際立った。
1968. 5. 16 (昭和 43 年)	7. 9	十勝沖地震	青森県東方沖	死者 52 (不明者含む) 人、家屋全壊 529 で津波の波高は 3～5 m に達した。
1974. 5. 9 (昭和 49 年)	6. 9	伊豆半島沖地震	伊豆半島南端	死・不明者 30 人、負傷者 102 人、家屋全壊 134。
1978. 1. 14 (昭和 53 年)	7. 0	伊豆大島近海地震	伊豆大島近海	死者 25 人、負傷者 139 人、家屋全壊 96 で持越鉦山からシアンを含む泥流が流出。
1978. 6. 12 (昭和 53 年)	7. 4	宮城県沖地震	宮城県沖	死者 28 人、負傷者 1, 325 人、家屋全壊 1, 183。
1983. 5. 26 (昭和 57 年)	7. 7	日本海中部地震	秋田県沖	死者 104 (100) 人、負傷者 163 (104) 人、家屋全壊 934 (10)、流失 52 (52)。 ()内は津波による被害である。
1984. 9. 14 (昭和 59 年)	6. 8	長野県西部地震	長野県西部	死者 29 人、負傷者 10 人、家屋全壊・流失 14 で、被害は主として王滝川、濁川の土石流や崖くずれによる。

1993. 7. 12 (平成 5 年)	7. 8	北海道南西沖地震	北海道南西沖	死者 202 人、不明者 29 人、負傷者 321 人、家屋全壊 594、特に奥尻島の被害は甚大で津波の高さは 10m を越えたところもある。
1995. 1. 17 (平成 7 年)	7. 2	兵庫県南部地震	兵庫県南部	死者 6,432 人、行方不明者 3 人、負傷者 43,792 人、全壊家屋 104,906、全焼家屋 6,982 棟。(平成 12 年 12 月 27 日消防庁災害対策本部) 都市直下型地震であり、自治体消防法始まって以来の広域消防応援活動がなされた。
2007. 7. 16 (平成 19 年)	6. 8	新潟県中越地震	新潟県中越	死者 15 人、負傷者 2,345 人、全壊家屋 1,319。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	9. 0	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	死者 15,896 人、行方不明者 2,539 人、負傷者 6,157 人、家屋被害(全・半・一部) 1,206,134。(H30. 9. 10 時点) 津波により甚大な被害をもたらした。津波高は最大 9.3m 以上、遡上高は観測史上最大となる 40.5m。
2016. 4. 14 (平成 28 年)	7. 0	熊本地震	熊本県熊本地方	死者 267 人(関連死含む)、負傷者 2,804 人、家屋被害(全・半・一部) 206,148。(H30. 4. 18 時点) 一連の地震活動において観測史上初めて震度 7 を 2 回記録した。
2018. 9. 6 (平成 30 年)	7. 0	平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道胆振地方	死者 41 人、負傷者 691 人、家屋被害(全・半・一部) 8,965。
2024. 1. 1 (令和 6 年)	7. 6	能登半島地震	北陸地方	死者 549 人、負傷者 1393 人、家屋被害(全・半・一部) 163,724。

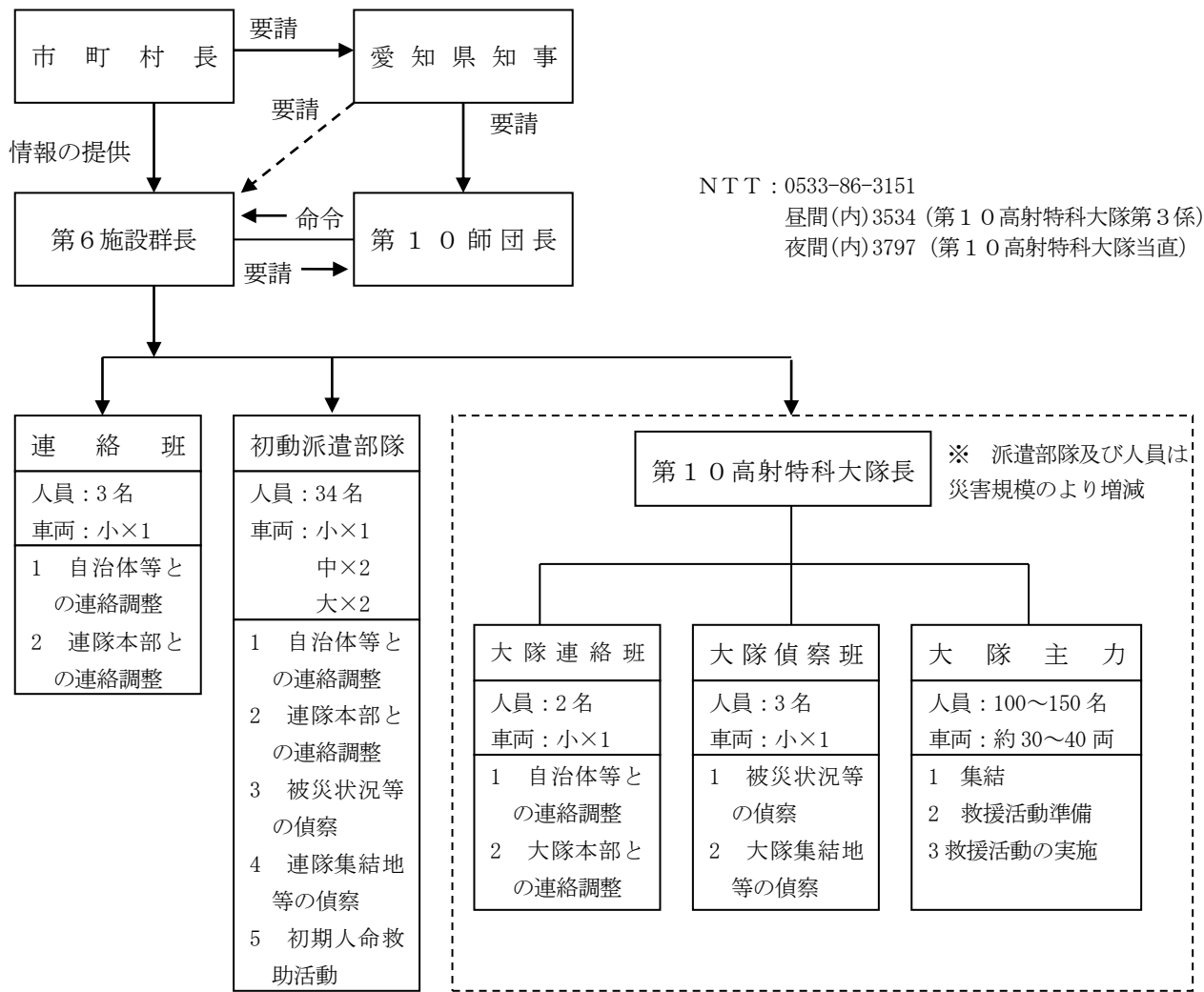
1 参考資料

- (1)「震災対策の現況」・・・・・・自治体消防庁震災対策指導室発行
- (2)「愛知県災害誌」・・・・・・愛知県発行

2 大正 13 年から昭和 43 年までの地震マグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

5－19 自衛隊が災害派遣活動するまでの行動概要

(危機管理課)



* 連隊偵察班、初動派遣部隊、大隊連絡班・偵察班は、状況により、情報（派遣要請）入手後、派遣される

5-20 蒲郡市防災体制一覧表

(危機管理課／令和6年4月1日現在)

災害種別	状況	市の防災体制	職員配備体制		
			職員配備	本部事務局員	災害緊急初動隊
突発地震	蒲郡市に震度4の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	自主登庁
	蒲郡市に震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第2非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	自主登庁
	蒲郡市に震度6弱以上(特別警報に位置づけ)の地震が発生した場合	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	自主登庁
	近隣市町【※1】に震度5弱以上の地震が発生した場合で蒲郡市が4未満の場合	災害対策本部設置		本部事務局員、本部広報	自主登庁
津波	伊勢・三河湾に津波注意報(1m)	災害対策本部設置	本部事務局長(危機管理監)	本部事務局員、本部広報	
	伊勢・三河湾に津波警報(高い)(高い)が(3m)と公表後	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	
			第2非常配備	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	伊勢・三河湾に大津波警報(巨大)(特別警報に位置づけ)	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
土砂災害	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル1の場合	災害対策本部設置	第1非常配備	本部・第1次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル2の場合	災害対策本部設置	第1非常配備【※2】	本部・第1次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル3の場合	災害対策本部設置	第2非常配備【※3】	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報の危険度がレベル4の場合	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
気象 特別警報 警報 注意報	蒲郡市に注意報	今後の気象情報に注意			
	蒲郡市に 大雨・洪水・暴風・高潮警報	災害対策本部設置		本部事務局員(消防本部を除く)	
		災害対策本部設置	第1非常配備 (災害が発生するおそれがある時又は小規模な災害が発生した時)	本部・第1次事務局員、本部広報	
		災害対策本部設置	第2非常配備 (相当規模の災害が発生するおそれがある時又は相当規模の災害が発生した時)	本部・第1次事務局員、本部広報	
		災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)(大規模な災害が発生するおそれのある時又は大規模な災害が発生した時)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	
	蒲郡市に大雨・洪水・暴風・高潮・波浪特別警報	災害対策本部設置	第3非常配備 (全職員)	本部・第1次・第2次事務局員、本部広報	

注 この一覧表は、地域防災計画など各種マニュアルを参考に一覧にまとめたものであり、実災害時には、この表の範囲に限定されず、指示のある場合があります。

※1 近隣市町：豊橋市、岡崎市、豊川市、新城市、田原市、西尾市、幸田町

※2 ただし、総括・対策隊のうち総務第4班、第5班、議会総務班は第3非常配備。救援隊のうち収容第1班～第6班、救助第2班、第4班は第2非常配備。

※3 ただし、総括・対策隊のうち総務第4班、第5班、議会総務班は第3非常配備。